

参 考 資 料

「働き方の選択に対して中立的な税制」
を中心とした所得税のあり方②

平成 26 年 10 月 21 日 (火)

財 務 省

目 次

1. 「働き方の選択に対して中立的な制度」に関する検討方針	1
2. 働き方や家族のあり方等をめぐる社会・経済の構造変化と所得税	4
3. 配偶者控除に関する主な考え方（これまでの税調答申等から）	26
4. いわゆる移転的基礎控除	35
5. 課税単位	42
6. 今後の検討の視点（たたき台）	47
7. 所得税計算の仕組み（日本、アメリカ、スウェーデン、オランダ）	49
8. いわゆる「103万円の壁」、「130万円の壁」	54

1. 「働き方の選択に対して中立的な制度」 に関する検討方針

経済財政運営と改革の基本方針2014(抄)

平成26年6月24日 閣議決定

女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

「日本再興戦略」改訂2014 ―未来への挑戦―（抄）

平成26年6月24日 閣議決定

働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

日本再興戦略では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」こととし、税制面では、本年3月以降、政府税制調査会において、女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討を行ってきた。

働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するためには、幅広く総合的な取組が不可欠である。このため、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する。

・税制について

税制面では、自民党・日本経済再生本部の提言や政府税制調査会におけるこれまでの議論を踏まえ、女性の働き方に対してより中立的な制度とする方策について、経済財政諮問会議と連携しつつ、引き続き政府税制調査会において幅広く検討を進める。

・社会保障制度について

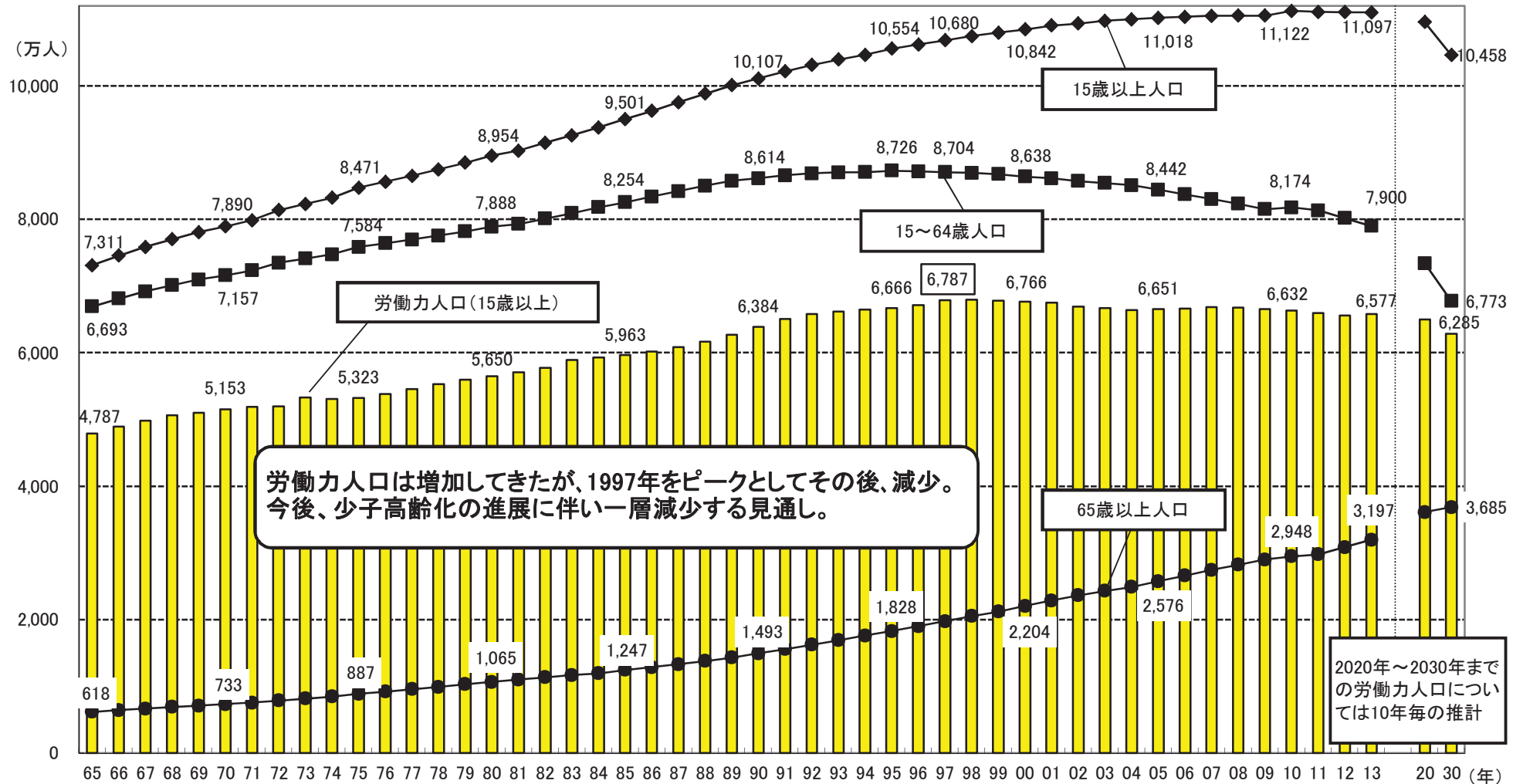
社会保障制度については、（中略）、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という観点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。

・配偶者手当の見直しについて

配偶者を持つ従業員に対し、手当を支給する事例も見られ、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議において人事院等に情報提供等の協力を要請しながら議論を深め、配偶者に対する民間及び公務員の手当の在り方について検討を進める。

2. 働き方や家族のあり方等をめぐる 社会・経済の構造変化と所得税

労働力人口等の推移

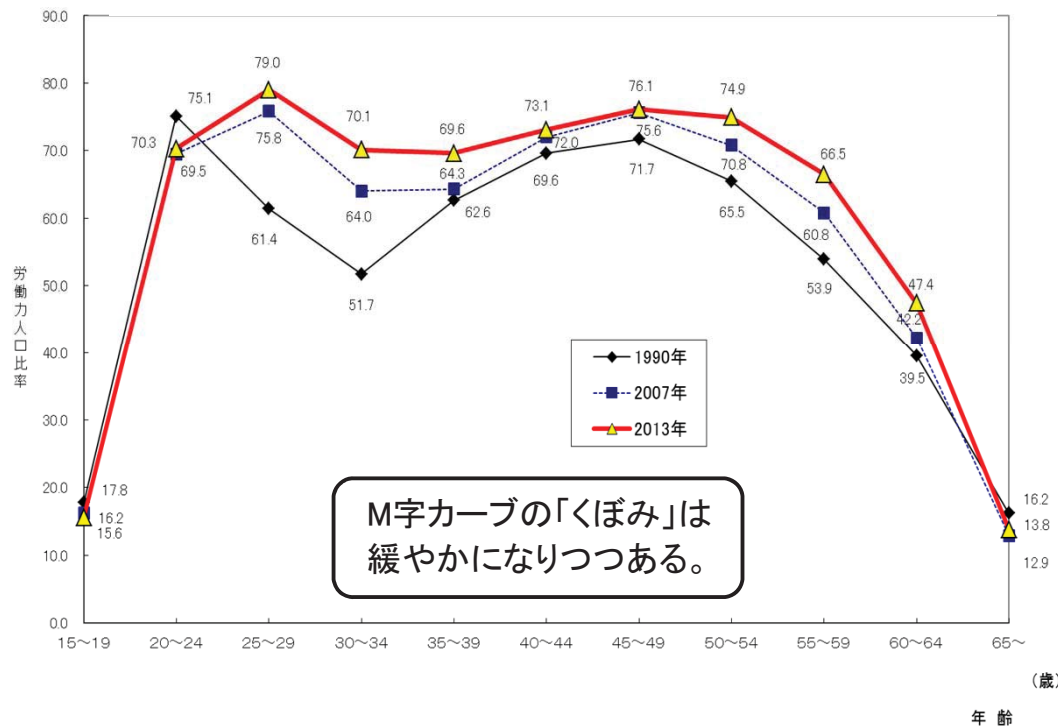


(備考) 労働力人口＝「就業者(雇用者＋自営業者等)」＋「完全失業者」

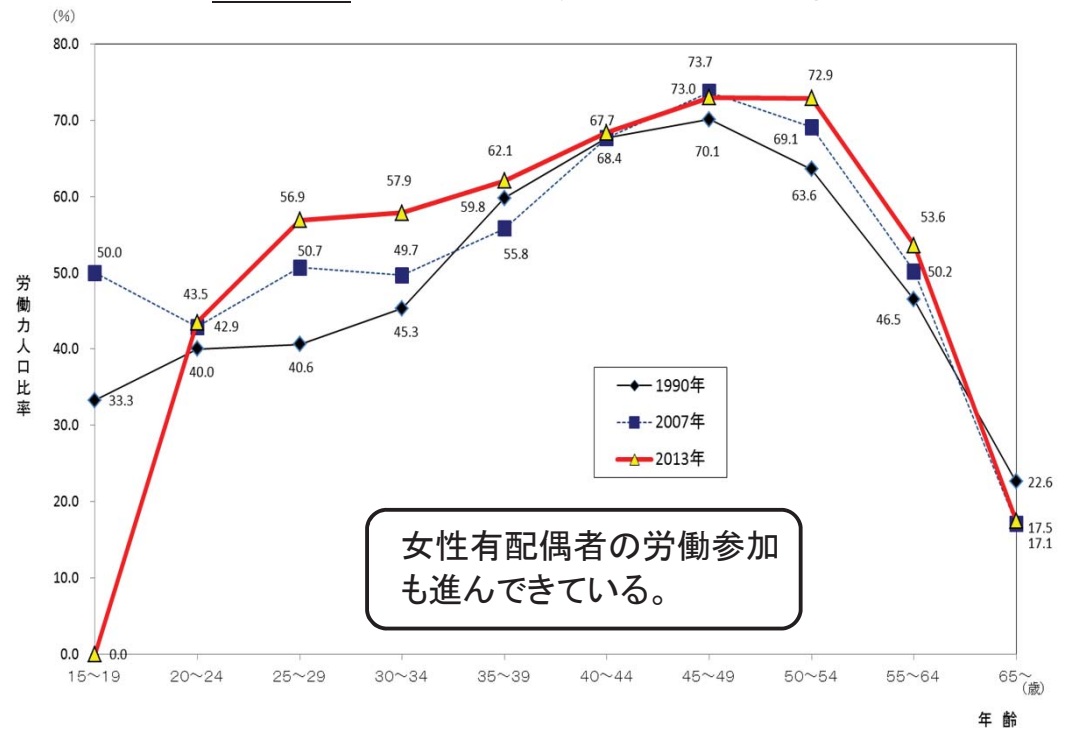
(出所) 人口(15歳以上、15～64歳、65歳以上)については、2010年までは総務省人口推計長期時系列データ、2011年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)による。労働力人口については、2013年までは総務省「労働力調査年報」(1965～1972年については沖縄県が含まれていない。また、2011年については岩手県、宮城県及び福島県において調査が一時困難となり、掲載した数値は補完的に推計した値である。)による。また、2020年から2030年にかけての労働力人口に関する推計は、厚生労働省「厚生労働白書」(平成26年版)による。

女性の労働参加の状況

(%) <女性の年齢階級別労働人口比率の推移>



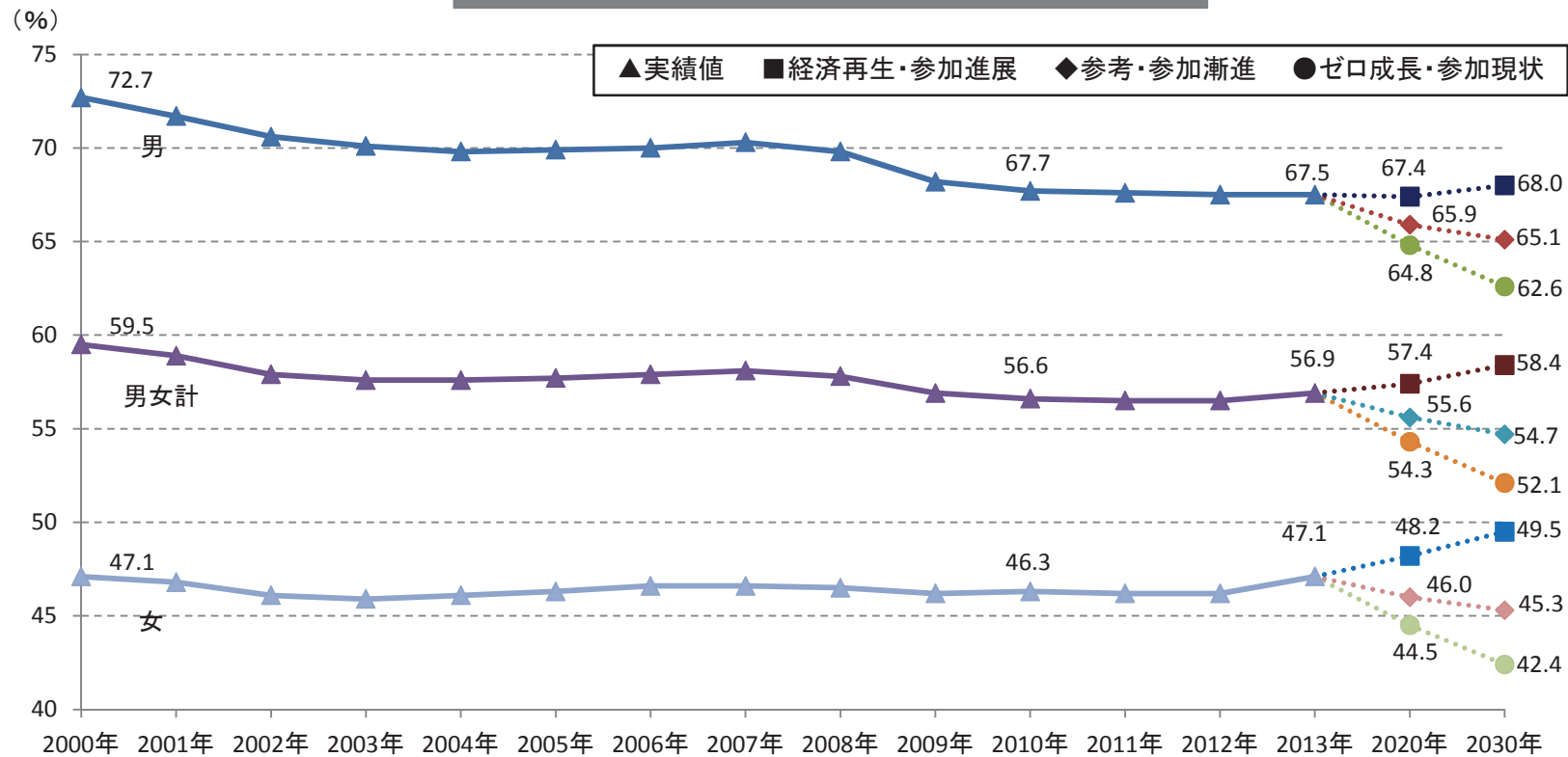
(%) <女性有配偶者の年齢階級別労働人口比率の推移>



(備考)「労働力人口比率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

(出典)総務省「労働力調査」

就業率の推移



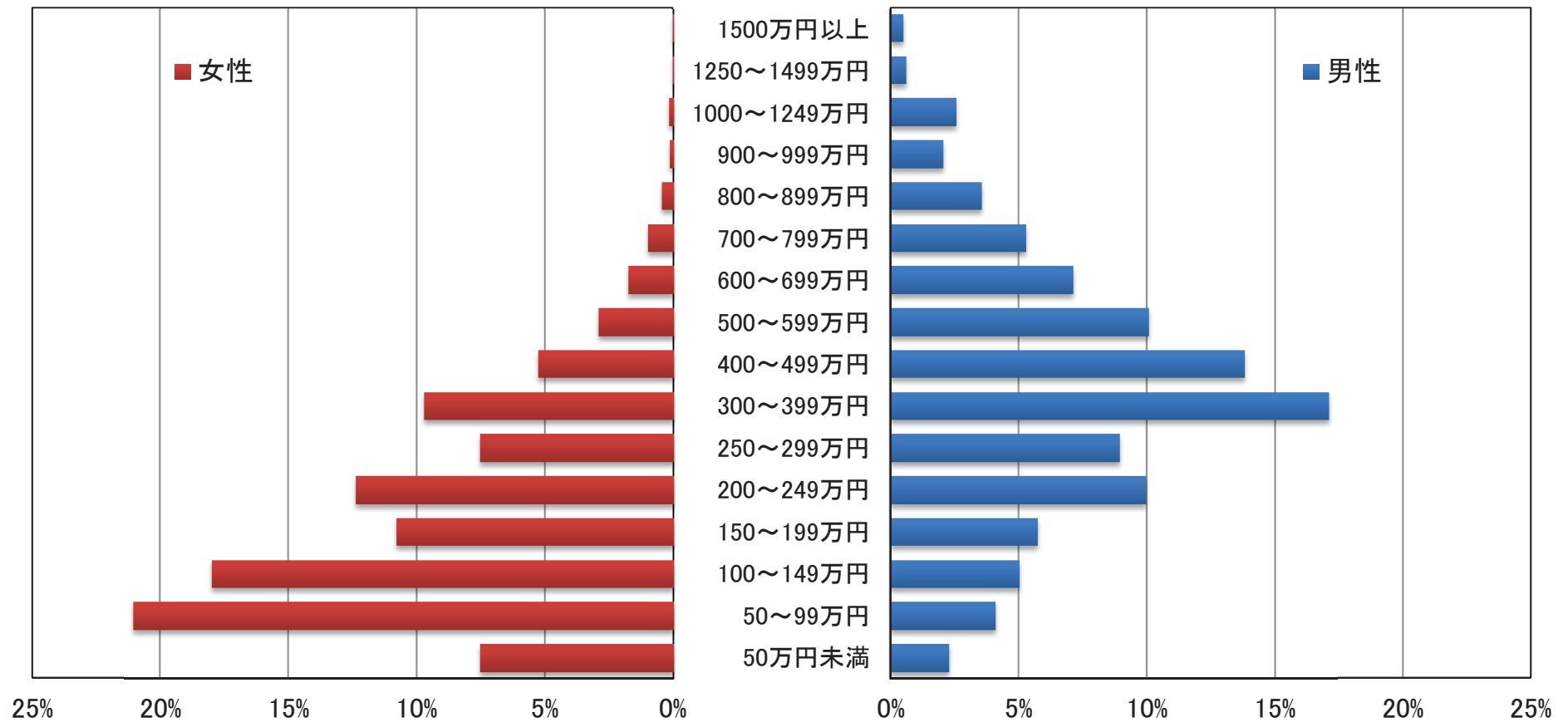
(注) 1. 2013年までの実績値は総務省統計局「労働力調査」、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構「平成25年度 労働力需給の推計」の推計値。
 2. 「経済再生・参加進展」: 経済成長、及び若者、女性、高齢者などの労働市場参加が進むシナリオ。
 「参考・参加漸進」: 経済成長、及び若者、女性、高齢者などの労働市場参加が一定程度進むシナリオ。
 「ゼロ成長・参加現状」: ゼロ成長に近い経済成長で、性・年齢階級別の労働力率が2012年と同じ水準で推移すると仮定したシナリオ。

< 「日本再興戦略」における就業率の成果目標との比較 (単位: %) >

性・年齢		年	実績 2012年	目標 2020年 日本再興 戦略	推計				
					2020年			2030年	
					ゼロ成長・ 参加現状	参考・ 参加漸進	経済再生・ 参加進展	ゼロ成長・ 参加現状	経済再生・ 参加進展
男女計	20～34歳		74	78	75	76	78	75	82
	20～64歳		75	80	77	78	81	76	84
	60～64歳		58	65	58	63	65	58	70
女性	25～44歳		68	73	69	71	76	69	83

(出所) (独)労働政策研究・研修機構「平成25年度 労働力需給の推計」より引用。

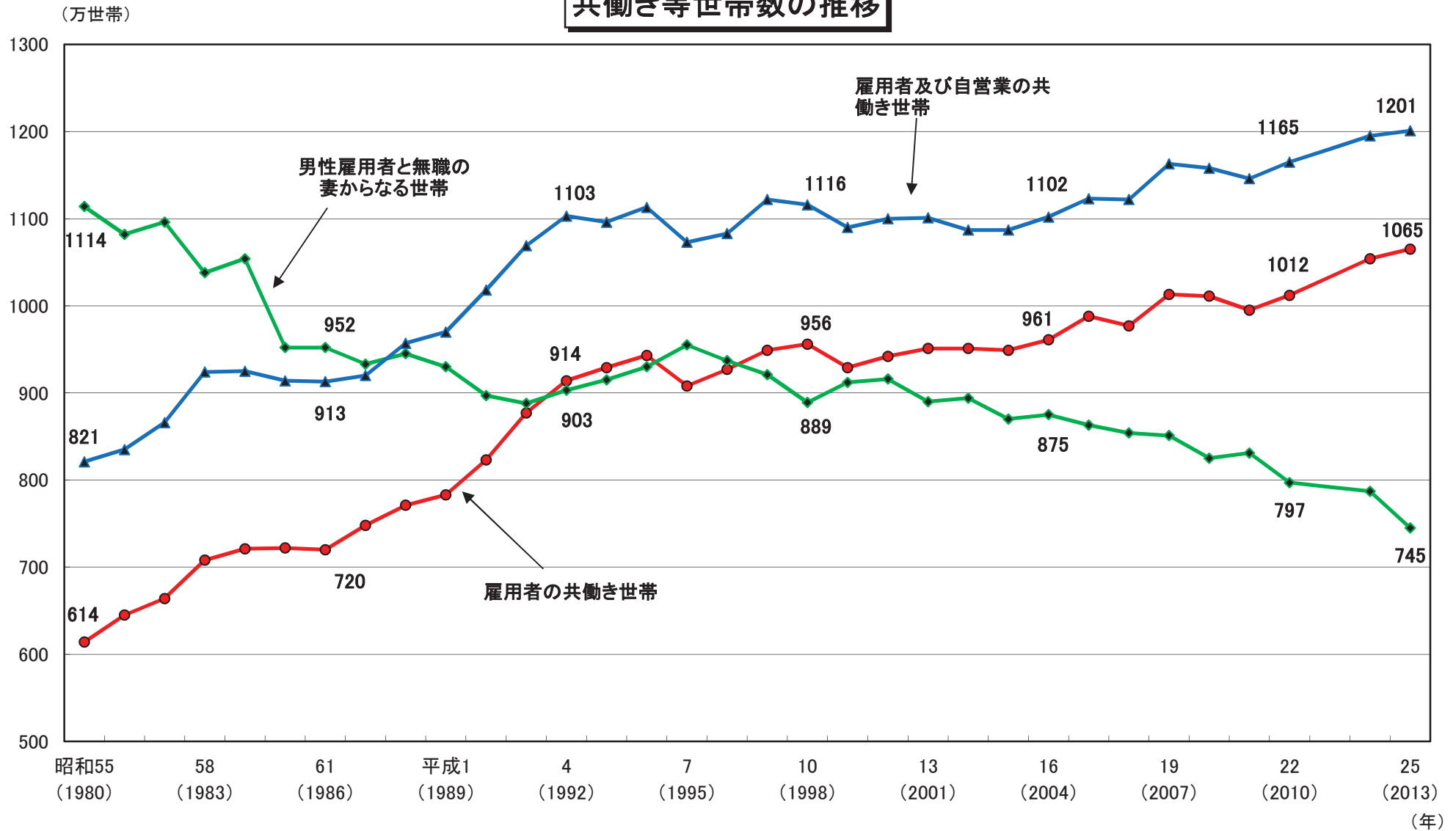
男女別所得階層別雇用者割合



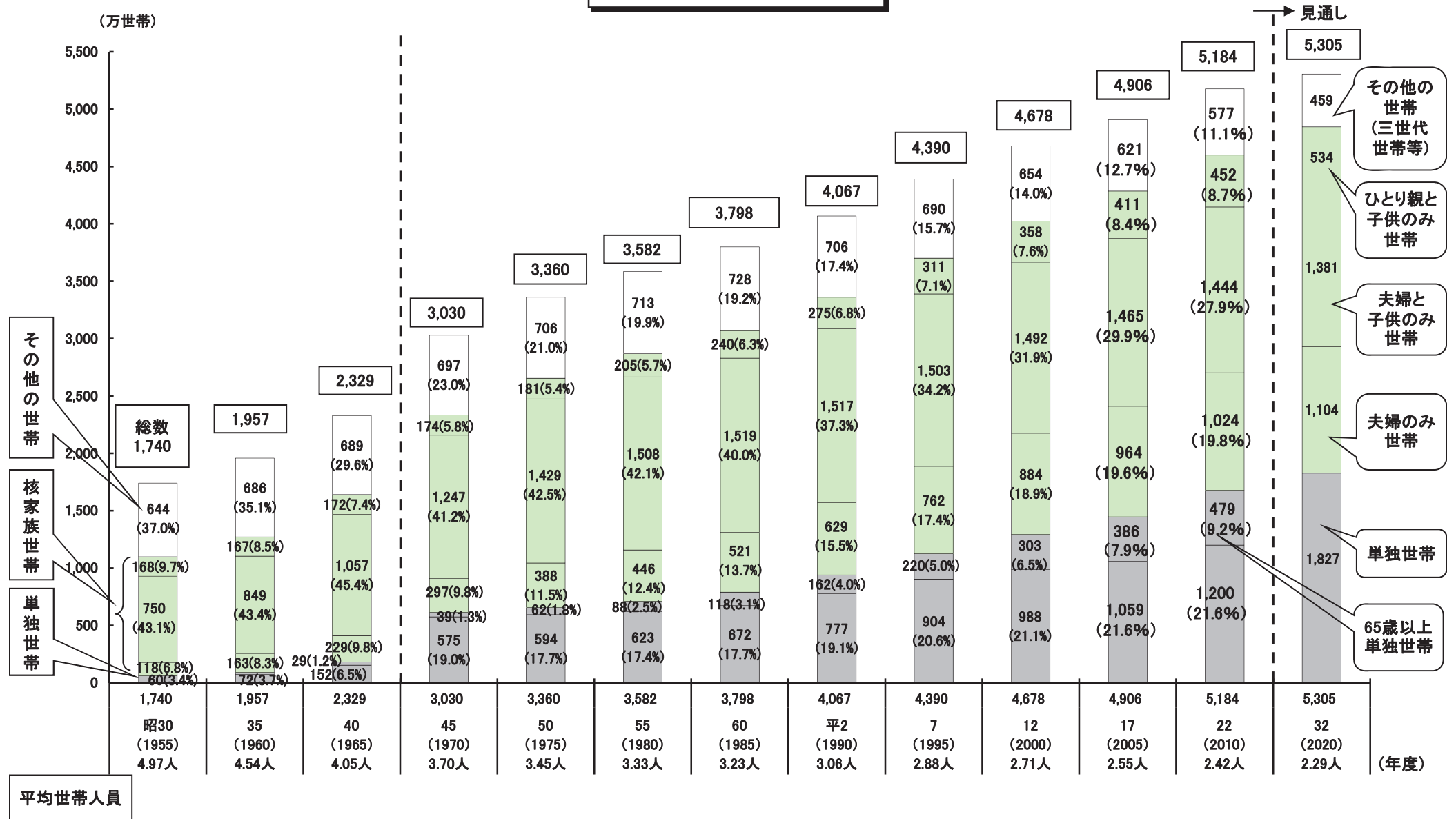
(注) 雇用者から役員は除いている。

(出所) 総務省「平成24年 就業構造基本調査」より作成。

共働き等世帯数の推移



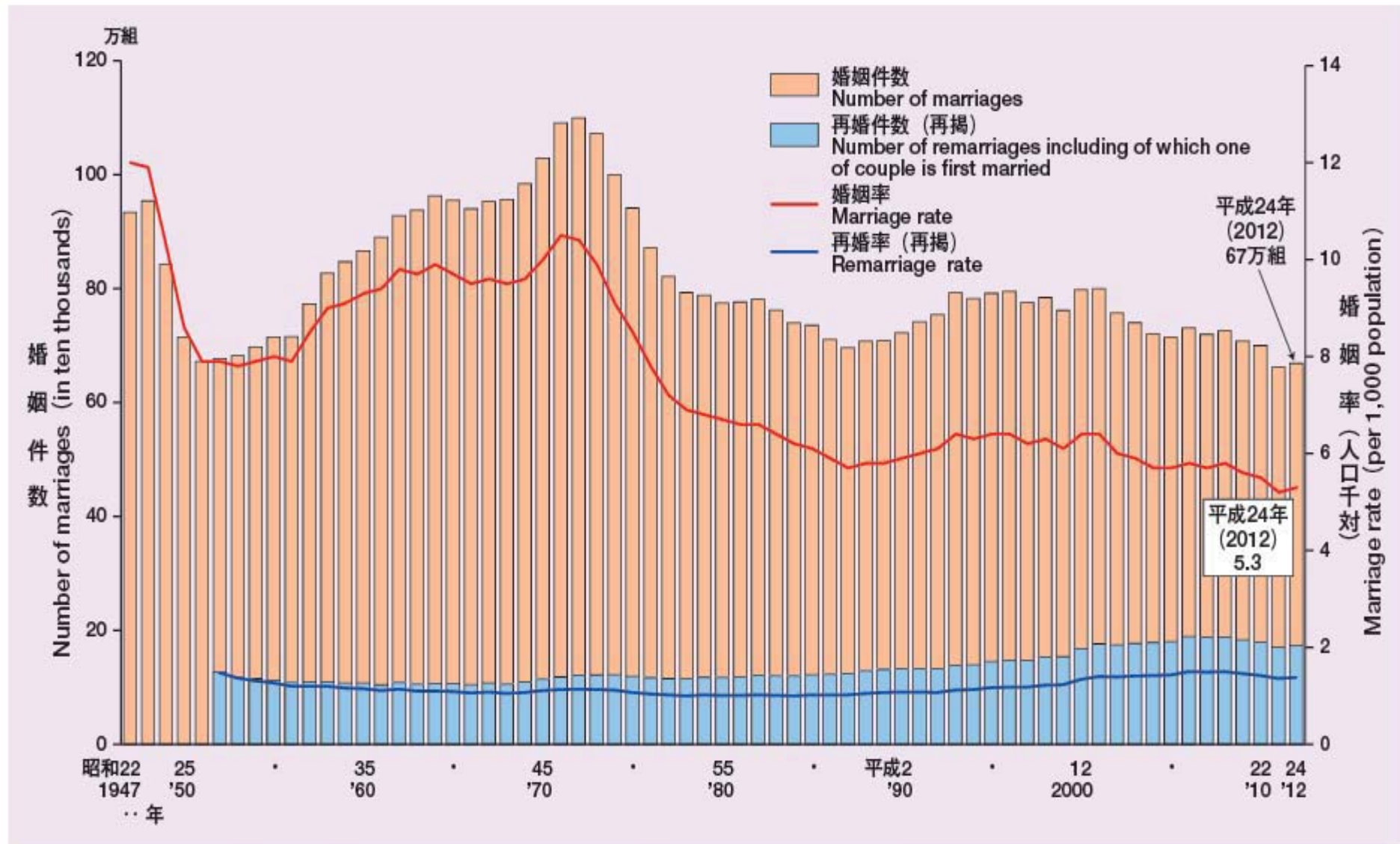
家族類型別世帯数の推移



(備考) ・世帯数：昭和40年(1965)以前は普通世帯、昭和45年(1970)以降は一般世帯の数値。
 ・平均世帯人員：大正9年(1920) 4.89人 昭和5年(1930) 4.98人 昭和15年(1940) 4.99人 昭和25年(1950) 4.97人
 ・昭和30年(1955)、平成32年(2020)についてはデータの制約上「65歳以上単独世帯」の区分を行っていない。
 ・数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(出所) 平成22年(2010)以前：総務省「国勢調査報告」
 平成32年(2020)：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来集計(平成25年1月推計)」中位推計

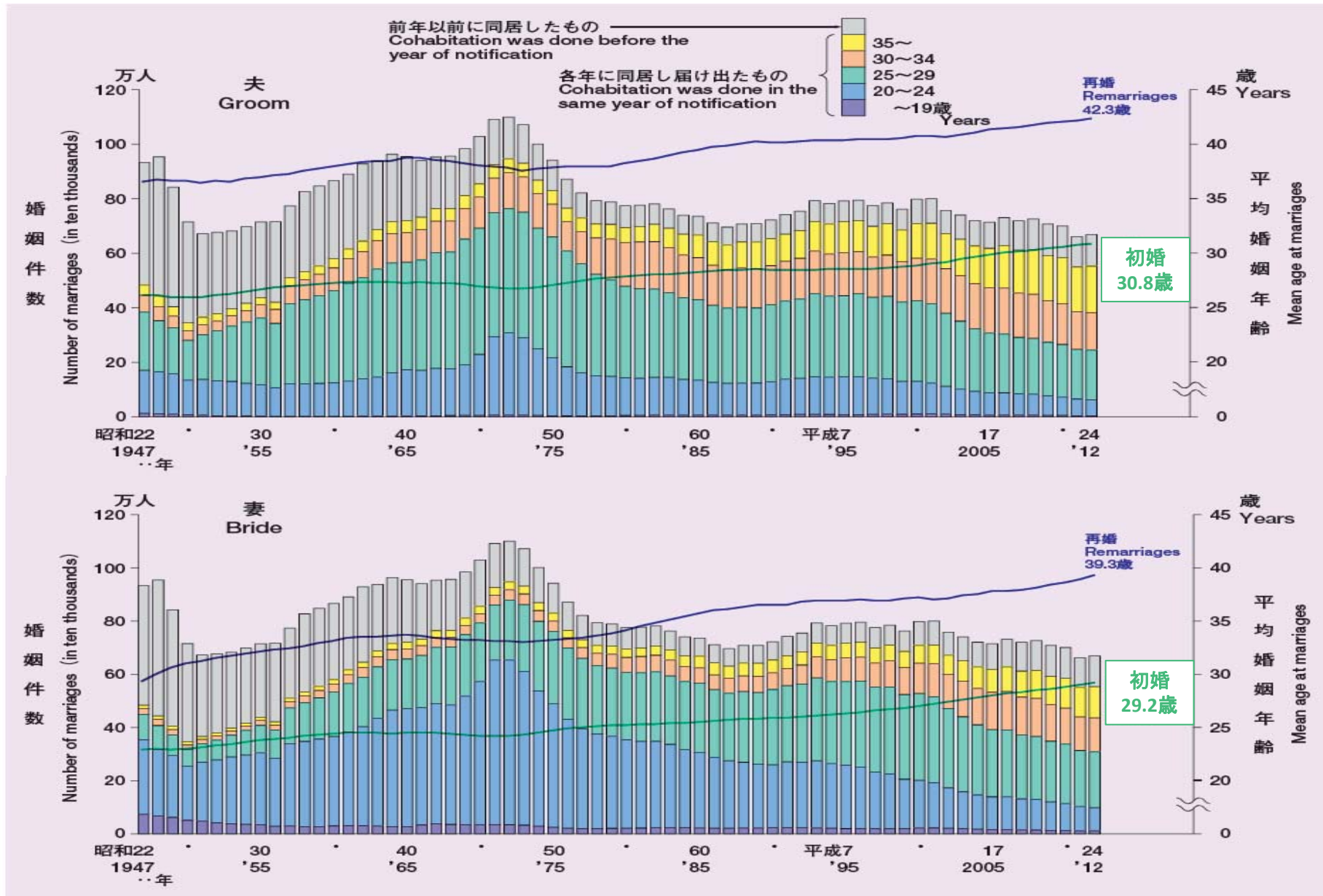
婚姻件数及び婚姻率の年次推移 —昭和22年～平成24年—



注：再婚件数・再婚率（人口千対）は、夫妻とも再婚又は夫妻のどちらか一方が再婚の件数・率である。

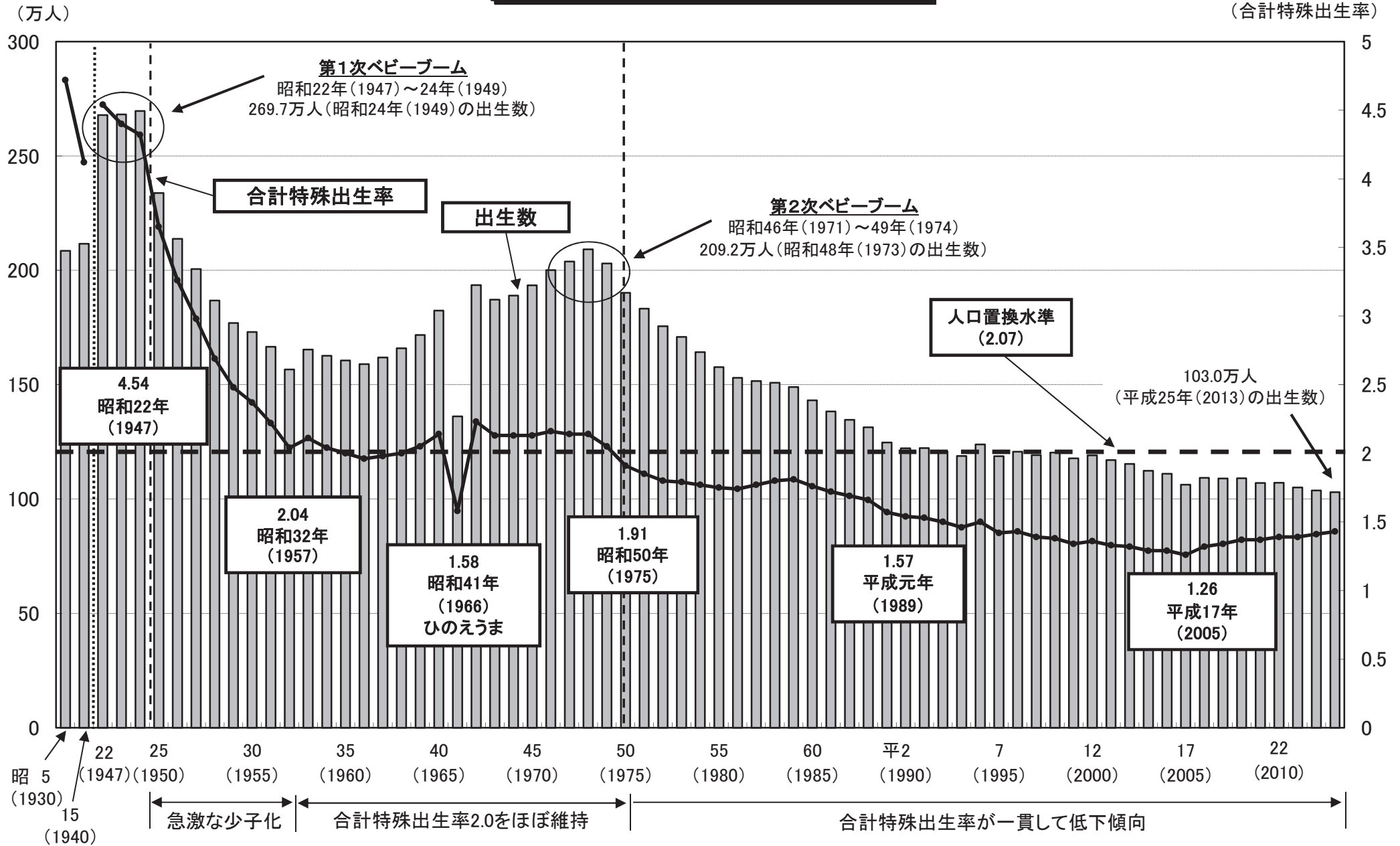
（出所）厚生労働省「平成26年我が国の人口動態（平成24年までの動向）」

夫・妻の年齢階級別にみた婚姻件数及び平均婚姻年齢の年次推移—昭和22年～平成24年—



(出所)厚生労働省「平成26年我が国の人口動態(平成24年までの動向)」

出生数及び合計特殊出生率の推移



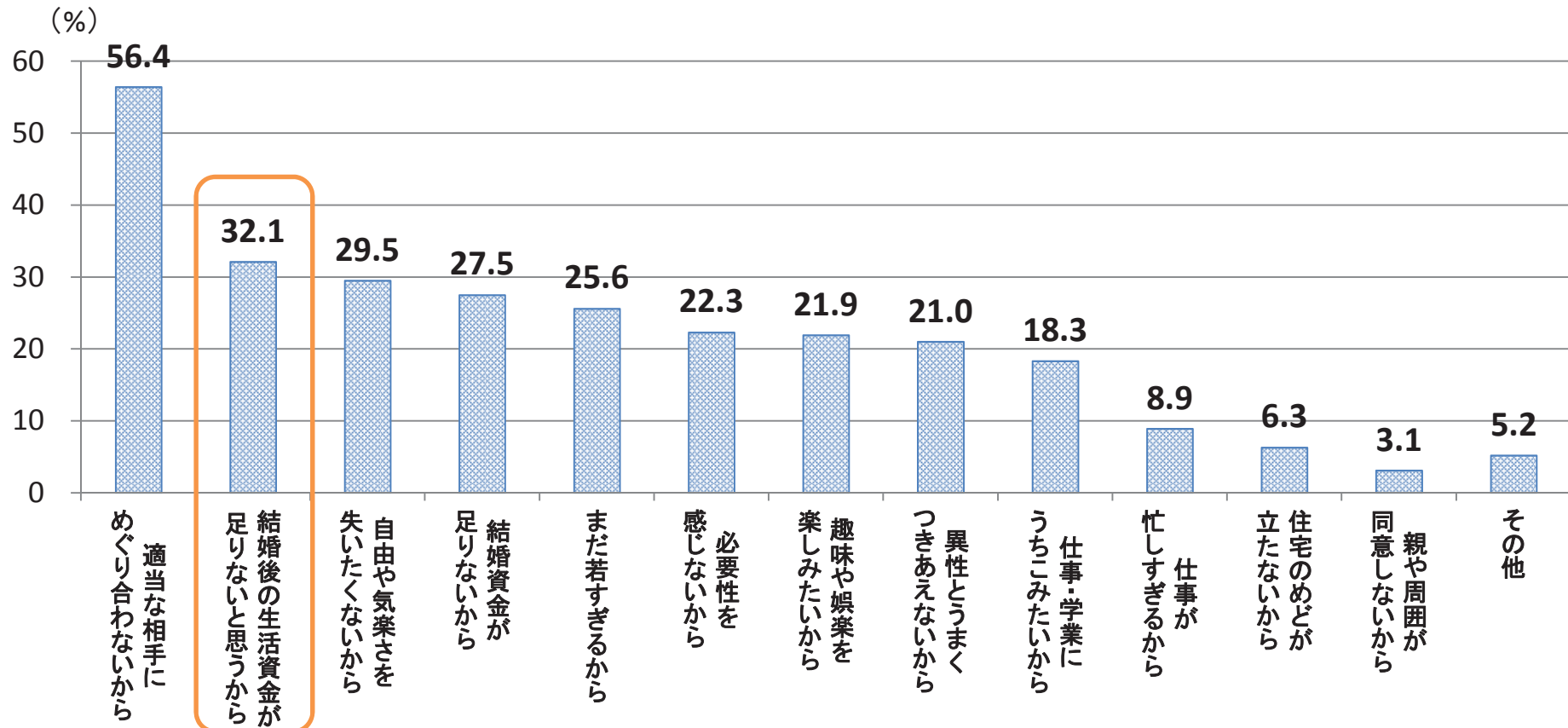
(備考)「合計特殊出生率」とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率のパターンで一生涯の間に産むとした時の子供数に相当する。

「人口置換水準」とは、母親世代の女性が等しい数の娘世代の女性を産み残す水準であり、人口規模を維持するのに必要な水準(2.07程度)。

(出所)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省大臣官房統計情報「平成25年人口動態統計月報年計(確定数)の概況」

今までに結婚していない理由

○ 今まで結婚していない理由として、結婚後の生活資金の不足をあげている人が3割超となっている。



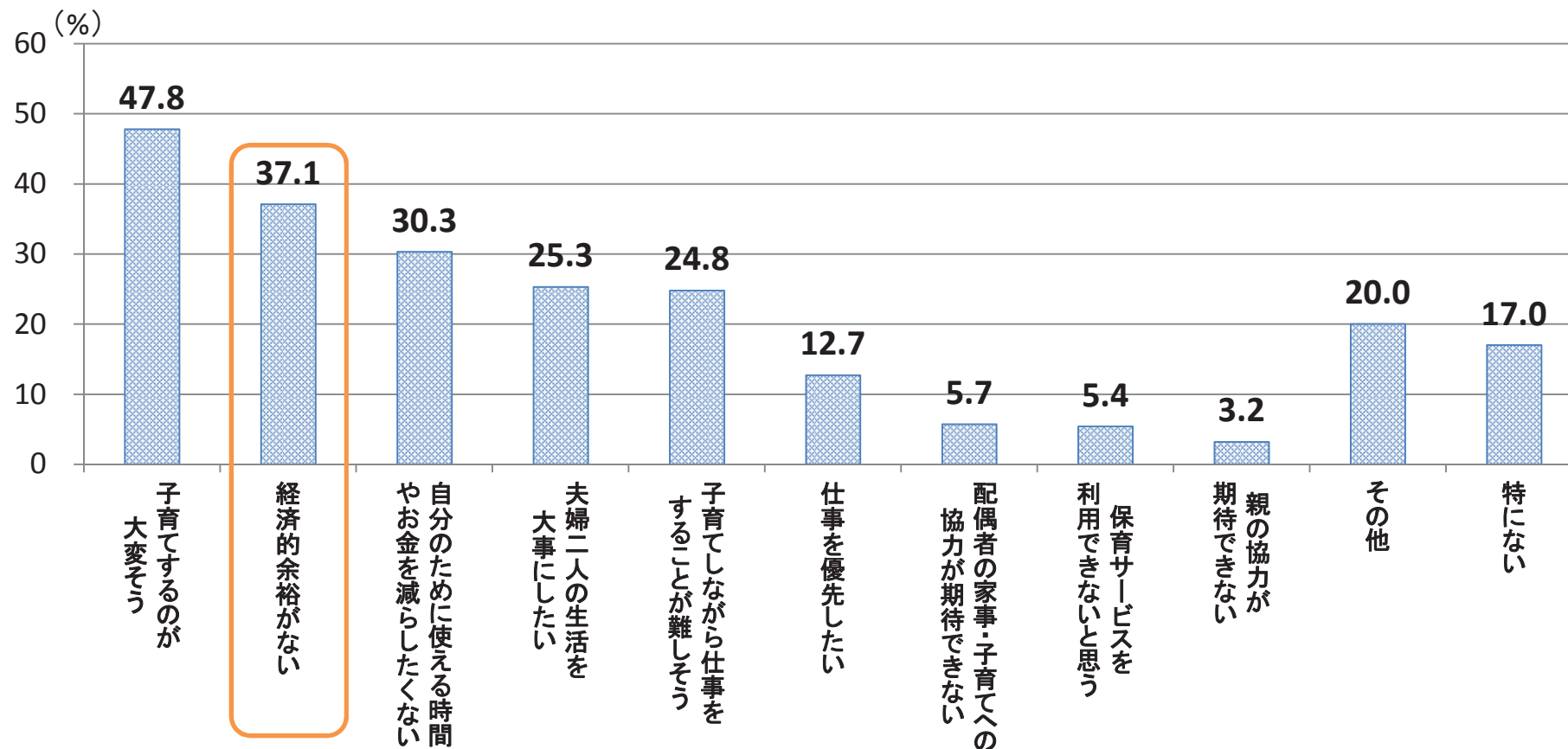
(注1) 内閣府「結婚・家族形成に関する報告書」(平成23年3月)より作成。

(注2) 20代・30代をアンケートの対象としている。

(注3) 6,973人からアンケートの回答を得ている。

子供が欲しくない理由

○ 子供が欲しくない理由として、経済的余裕がないことをあげている人が4割弱となっている。



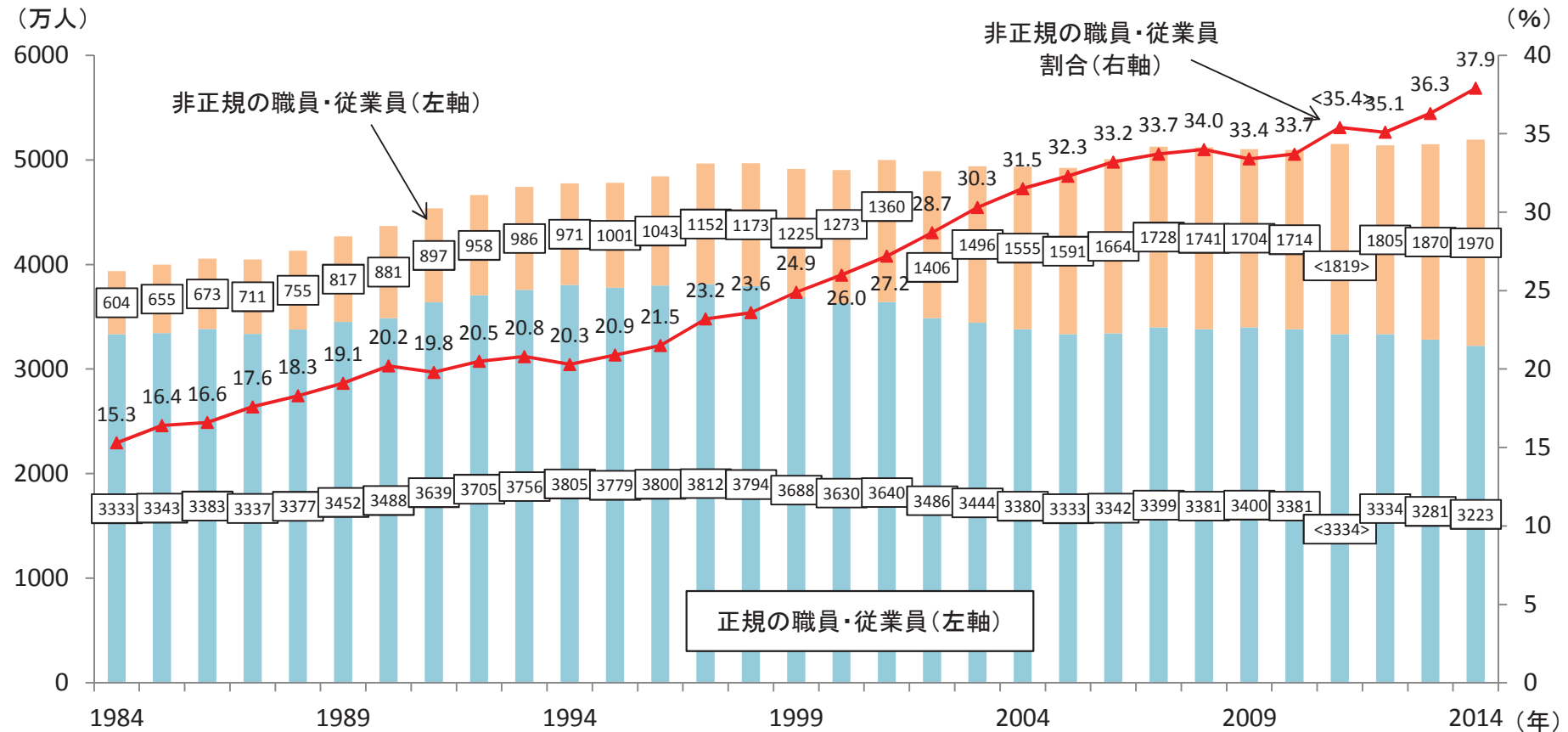
(注1) 内閣府「結婚・家族形成に関する報告書」(平成23年3月)より作成。

(注2) 20代・30代をアンケートの対象としている。なお、既婚者については結婚3年以内を対象としている。

(注3) 子供が欲しくないと回答した1,355人からアンケートの回答を得ている。

正規・非正規雇用者数の推移

○正規雇用者数は減少、非正規雇用者数は増加傾向にあり、非正規雇用比率は上昇傾向にある。



(注1) 2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。なお、「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

(注2) 労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011年1～3月期平均の<>内の数値は補完的に推計した値である。

(注3) 「非正規の職員・従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

〔これまでの議論の中間整理〕

未来への選択

ー 人口急減・超高齢社会を超えて、日本発成長・発展モデルを構築 ー

【確実な未来】

50年後も、人口減少が続き、加速。
現状のままでは、「人口急減・
超高齢社会」の到来

人口 (2013年)12,730万人 → (2060年)8,674万人
 減少幅 { 2008～2013年 ▲16万人／年
 2010年代後半～2020年代初頭 ▲50～60万人／年
 2040年代初頭 ▲100万人／年
 高齢化率 (2013年)25% → (2060年)40%

【現状のまま何もしない場合の未来像】

- ・ プラス成長を続けることは困難になり、**マイナス成長**が定着
- ・ 「**人口オーナス**」と「**縮小スパイラル**」の双方が作用し、国民生活低下のおそれ
- ・ 女性、高齢者、若者が活躍できない労働市場の二極化、**格差の固定化・再生産**
- ・ 地方で**4分の1以上**の自治体が**消滅可能性**、東京では超高齢化
- ・ 医療・介護費の増加により**財政破たんリスク**の高まり

危機意識
の共有未来を
変える
時間軸

成長・発展(早期に)
アベノミクスを機に長期の
発展経路へ

人口・地域(2020年目途)
人口減少が加速する前に
トレンドを変える

2020年のその先へ
持続的・安定的に成長・
発展する経済社会

【未来への選択】

- ・ 制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、「人口急減・超高齢社会」への流れは変えられる
- ・ 若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚し、子どもを産み育てることができるよう集中して改革・変革

①人口

50年後に1億人程度
(この場合、その一世代後
には微増に転じる)

- ・ 国民の希望どおり子
どもを産み育てられる
環境により、**1億人程
度の人口**を保持
- ・ 資源配分を高齢者か
ら子どもへシフト、**出
産・子育て支援**を倍増。
費用は現世代で負担
- ・ **子どものための政策
推進**

②成長・発展

経済を世界に開き、
「**創意工夫による新た
な価値の創造**」により、
成長し続ける

- ・ **イノベーションが生産
性向上の切り札**
- ・ 産業・企業の「**新陳代
謝・若返り**」(ダイナミズム)
- ・ **オープンな国づくりと、
外国人材の戦略的受
け入れ**
- ・ **債務残高対GDP比引
下げ等の明確な目標**

③人の活躍

年齢、性別に関わら
ず能力発揮

- ・ **男女の働き方改革**に
より、能力や意欲に応
じた活躍の機会充実
- ・ **70歳まで働ける社会
(新生産年齢人口)**
- ・ **未来の技術や産業に
適応したプレイヤーの
育成**
- ・ **格差の再生産の回避**

④地域の未来

個性を活かした地域
戦略、集約・活性化

- ・ **新しい発想で資源を
利活用し、働く場所を
つくる**(農業、観光等)
- ・ 「**集約・活性化**」による
コンパクトな地域・地方
中枢都市圏域の形成
- ・ **東京への若者の人口
流出を抑制**
- ・ **東日本大震災の復興
を地域のモデルに**

⑤信頼・規範

基盤的な制度、文化、
公共心など社会の土
台を大切にする

- ・ 日本の国土に育まれ
た**伝統、文化、美意識、
価値観の継承・発信**
- ・ 国際貢献やルールづ
くりへ参加、**世界に発
信し続ける**
- ・ **社会保障制度や財政
の持続可能性の確保**

未来への選択〔これまでの議論の中間整理〕（抄）

平成 26 年 5 月 13 日
経済財政諮問会議専門調査会
「選択する未来」委員会

はじめに

現状のまま何もしない場合、私たちには極めて厳しく困難な未来が待ち受けている。しかし、制度、政策、人々の意識が速やかに変わるならば、未来は変えることができる。

日本経済は、アベノミクスによって、長く続いてきたデフレからの脱却が視野に入りつつある。この景気回復の動きを確実なものとしつつ、持続的な成長・発展につなげていくためには、経済社会の構造変化を見据えながら、現状のまま何もしない場合に直面するであろう困難な未来像を予想し、そうした未来とは別の未来へ到達するための中長期的な政策の枠組みを明らかにしていく必要がある。

こうした観点からの検討のため、本年 1 月に経済財政諮問会議の下に「選択する未来」委員会が設置された。本委員会では、人口急減・超高齢化という未来が近づいていることを直視した上で、2020 年頃を節目としつつ、半世紀後までを展望しながら、中長期的な課題とその克服に向けた対応の方向性を示すべく、議論を進めてきた。

本報告は、これまでの議論をもとに、本委員会としての基本的な考え方を整理したものである。国民各層、現状を変革することができる現役世代と未来を担うことになる次世代の双方の多くの方々に、本報告のメッセージが届き、「未来への選択」に向けた新しい動きが生まれるきっかけとなることを期待したい。

I 今後 50 年、人口減少社会が続く

未来はあらゆる可能性を秘めている。今後半世紀先、新しい科学技術やビジネスによって、私たちの日常生活は予想もできない変化を遂げているだろう。さらに、グローバル化や IT 化が一層進み、世界情勢は大きく変わっているかもしれない。未来は不確実性に満ちている。しかし、一つだけ確かなことがある。それは、今後 50 年、人口減少社会が続くということである。

日本の総人口は、現状の出生率の水準が続けば、50 年後には約 8,700 万人と現在の 3 分の 2 の規模まで減少する。そして、人口の約 4 割が 65 歳以上というかつて経験したことのない著しい「超高齢社会」になる。仮に、2030 年までに合計特殊出生率が人口置換水準である 2.07 まで急速に回復し、それ以降同水準を維持したとしても、50 年後には人口は約 1 億 600 万人まで減少し、人口減少が収まるまでには今から約 80 年の期間を要することになる。

さらに注目すべきは、人口減少のスピードである。人口は、2008 年に 1 億 2,808 万人でピークとなり、その後 2013 年までに年平均 16 万人ずつ減少してきた。現状の出生率の水準が続けば、人口減少はさらに加速し、2010 年代後半から 2020 年代初頭には年平均 50～60 万

人減、2040 年代初頭には年平均 100 万人減となる。これから私たちは、経験したことのない速さでの人口減少に直面することとなる。この「人口急減」は、労働力人口の減少、経済成長の鈍化、地域経済の縮小、社会保障や国・地方の財政の持続性の危機など、私たちの未来に大きな影響を及ぼしていく。

加えて、グローバル化、IT 化等の世界の潮流に適切に対応できなければ、危機は一段と深刻となろう。

私たちは、まず「人口急減・超高齢社会」という未来が間近に近づきつつあることを再認識し、危機意識を共有すべきである。その上で、悲観的に考えるのではなく、前向きに思い切った改革を進めていく必要がある。

Ⅱ 未来は変えられる

1. 現状のまま何もしない場合の未来像

「人口急減・超高齢社会」によって生じる影響に対する危機意識を共有するため、あえて日本の経済社会が現状のまま推移した場合に訪れる未来像を描いてみよう。

① マイナス成長：経済規模の縮小

日本経済は、近年、労働力人口の減少に加え、生産性上昇率の低迷により、潜在成長率が低下を続けてきた。今後、労働力人口の減少がさらに加速する中、生産性上昇率が低迷している現状を放置すれば、日本経済全体でプラス成長を続けることは困難になる。

経済規模が縮小すると、海外経済や国際金融市場等の影響を受けやすくなり、経済活動の短期的な振れ幅（ボラティリティ）が大きくなる恐れがある。また、グローバル化、アジア新興国の成長の中で、日本の経済規模が国際的な比較において相対的に縮小する。

② 人口オーナスと縮小スパイラル：規模の縮小が国民生活の低下を招く

人口に占める働く人の割合が低下し、働く人よりも支えられる人が多くなる「人口オーナス」に直面し、経済成長の重荷となっていく。また、急速な人口減少が、国内市場の縮小をもたらし、投資先としての魅力を低下させ、さらに人々の集積や交流を通じたイノベーションを生じにくくさせることによって、一旦経済規模の縮小が始まると、それが更なる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥る恐れがある。

「人口オーナス」と「縮小スパイラル」の双方が強く作用する場合には、国民負担の増大が経済の成長を上回り、実際の国民生活の質や水準を表す一人当たりの実質消費水準が低下する恐れもある。

③ 格差の固定化・再生産

労働市場は、長時間労働につながりやすい正社員と、雇用が不安定でキャリア形成が難しい非正規社員とに二極化している。若者は新卒時に正社員として雇用されるか否かで大きく道が分かれ、再チャレンジすることが難しい。女性や高齢者の力は十分に引き出されていない。こうした状態が続き、労働力不足を補うために長時間労働がさらに深刻化し、ワークライフバランスも改善されず、少子化がさらに進行していく。また、労働市場の二極化が続くことで、格差が固定化・再生産されて、社会から取り残され、未来に希望の持てない人々も増加していく。

⑤ 財政破たんリスク、国際的地位の低下

高齢化の進行に伴い医療・介護費を中心に社会保障給付費の増加傾向は一段と強まる。また、家計や企業等の純貯蓄が減少する一方、財政赤字が十分に削減されなければ、経常収支黒字は構造的に縮小していき、国債の消化を海外に依存せざるを得ない状況となる。その結果、利払い費負担が増加する恐れがあるとともに、国際金融市場のショックに対して脆弱な構造になる。財政健全化の道筋に沿って財政赤字を着実に削減できなければ、財政の国際的信認を損ない、財政破たんリスクが高まることになる。また、国際社会に貢献する力も弱まって世界での存在感も低下していく。

2. 「未来への選択」

(中略)

しかし、今から過去を変えることはできない。そこで、この変化が経済社会全体にもたらす厳しく困難な未来を回避するためには、これから、若い世代やさらに次の世代が豊かさを得て、結婚し、子どもを産み育てることができるよう、そこに集中して改革・変革していくしかない。制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、「人口急減・超高齢社会」への流れを変えることはできると本委員会は考えている。

またその際に重要なことは、人口構成の不均衡の改善や、経済全体の持続的な成長の実現といったマクロ的な視点と、女性や若者をはじめとして、人々や地域社会が伸び伸びと個性や能力を発揮し、豊かさや幸せを感じられるというミクロ的な視点が有機的に結びついていることである。

これらの視点からの改革・変革はいずれも欠くことができない。未来は変えられるという強い意思をもって実行することができるか、否か。それが「未来への選択」である。

① 危機意識を共有し、50 年後に 1 億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す

「人口オナーナス」と「縮小スパイラル」によって国民生活が低下する事態に陥ることを回避するためには、様々な経済活動や社会的機能の担い手となる人口を、将来においてもある程度の規模で保持することが必要である。国民の希望どおりに子どもを産み育てることができる環境をつくることによって、人口が 50 年後においても 1 億人程度の規模を有し、将来的に安定した人口構造を保持する国であり続けることを目指していく。

② 経済を世界に開き、「創意工夫による新たな価値の創造」により、成長し続ける

成長・発展を続けていくことは、国民生活の質や水準を維持する上で必要不可欠である。人口減少下においても、付加価値生産性の向上、労働力参加率の上昇、国内資本の蓄積を促すことによって、持続的な経済成長を実現することは可能である。ブランド等の知識資本の活用、マーケティングの革新等により、付加価値の高い新しい財・サービスや新たな需要を創出し、経済活動のダイナミズムを生み出す。また、経済を世界にオープンにし、世界中からヒト、モノ、カネ、情報が集積する経済を目指していく。これにより、生産性をどこまで高められるかが経済成長の鍵となる。「縮小スパイラル」に陥ることを回避し、活力と競争力のある経済をつくり、成長し続けていく。

③ 年齢、性別に関わらず意欲、個性や能力に応じて活躍できる制度、仕組みを構築する

人々が豊かさや幸せを感じられる経済社会を築いていくためには、女性、若者、高齢者をはじめ、すべての人々が意欲、個性や能力に応じて活躍できるようにしていくことが重要である。このため、年齢、性別、時間、場所に関係なく働くことができ、また、働くことが生きがいや誇りとして感じられる社会を構築していく。また、多様性が尊重され、多様なライフコースが選択でき、仮に失敗しても意欲があれば、その能力と個性を伸ばし、だれもが何度でもチャレンジできる環境を整えていく。

④ 個性を活かした地域戦略と「集約・活性化」を進め、働く場所をつくる

今後、地域の中で進む人口減少と高齢化によって、経済活力の低下だけでなく、コミュニティ崩壊や行政サービスの水準低下が懸念される。このため、個性を活かした地域戦略を推進するとともに、地域の再生に向けて、空間的にメリハリのある「集約・活性化」を進め、男女の各世代が働く場所を創出し、魅力ある地域社会が全国に展開する国を目指していく。また、東京への若者の人口流出圧力を抑える一方、東京は多様な人材が協働して新しいものを生み出すグローバル都市の地位を確保していく。

⑤ 基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にする

社会保障や財政等の基盤的な制度の持続可能性や国際的信認を引き続きしっかりと保つとともに、歴史と伝統に育まれた日本固有の文化や公共心、地域での自助・共助の取組などを受け継ぎ、安全・安心の基盤を確保する。

Ⅲ 未来を変えるための時間及び改革・変革の方向性

今後 50 年先の望ましい未来を目指して、まず経済の長期低迷から早期に抜け出した上で、2020 年を目途に大きくトレンドを変え、さらにその先を展望するという明確な時間軸を持って、①人口、②成長・発展、③人の活躍、④地域の未来、⑤信頼・規範に関わる課題に、スピード感をもって重点的に取り組んでいく必要がある。

(中略)

1. 人口：子どもを産み育てる環境の整備により 50 年後に 1 億人程度の人口保持

中長期的課題と改革・変革の方向性

- 将来的に一定規模の人口を保持し、安定的な人口構造を保持していくためには、出生率の回復が不可欠である。
- 人口急減・超高齢化という人口動態への対応は、効果発現までに複数の世代が必要になる。出生率回復が 10 年遅れると 50 年後の人口はさらに約 300 万人減少するというように、スタートが遅れるにつれ、将来の人口規模・構成に大きく影響する。このため、若者が結婚し、子どもを妊娠し、産み育てやすい環境づくりに、国、自治体、企業を含め社会全体で早急に取り組む。

2. 中長期的な経済成長と発展：経済を世界に開き、「創意工夫による新たな価値の創造」により成長し続ける

中長期的課題と改革・変革の方向性

- 人口急減・超高齢社会においても、国民生活の豊かさを維持するために、経済全体の成長を持続させていくことが必要である。今後労働力や資本投入の増加に多くを望めない中、経済成長を持続させていくため、人が能力と個性を磨き、伸び伸びと発揮し、繰

り返しチャレンジできる、ダイナミックさのある経済社会システムを構築していく。その結果、全要素生産性（TFP）を高める。

- 経済を世界に開き、グローバル化、IT 化等の世界の潮流に適切に対応し、内外の企業、投資家、高度人材等が、世界で一番活躍する国を目指していく。
- 成長・発展の基盤として、医療・介護等の社会保障制度と国・地方の財政の持続可能性を確かなものとしていく。

3. 人の活躍：年齢、性別にかかわらず能力発揮

中長期的課題と改革・変革の方向性

- 男女の働き方を改め、出産・育児と仕事の両立がしやすい環境をつくることで、男女が共に持てる能力を発揮することができる社会を構築するとともに、女性の労働力率のM字カーブを解消していく。
- 人生のあらゆる場面で、何度でもチャレンジできる社会をつくっていく。また、元気な高齢者が経験や能力を活かし、仕事や社会活動を通して活躍できる社会を実現していく。
- 子どもの潜在能力を開花させ、未来のプレイヤーになれる人材を育成していく。

4. 地域の未来：個性を活かした地域戦略と集約・活性化

中長期的な課題と改革・変革の方向性

- 4分の1以上の自治体の「消滅可能性」が危惧されるとともに、若者を中心に地方圏から東京圏への人口流出が止まらず、地域経済の悪循環をもたらしている。他方、東京圏への一極集中は、災害に対する脆弱さや高コスト構造を招き、グローバル都市としての競争力低下が懸念される。
- 地域住民や自治体、地域で活躍する多様な主体は、地域の再生に向けて、個性を活かした地域戦略と「集約・活性化」を「新しい絆」の下に同時に進める必要がある。国は明確な地域の展望を示しながら、地域再生のための柔軟で効果的な制度の枠組みを構築する。
- 東京圏については、これ以上の人口集中を抑制しつつ、東京のグローバル都市としての競争力を強化していく。

5. 信頼・規範：安全・安心の基盤確保

中長期的課題と改革・変革の方向性

- 成長・発展の基盤として、社会保障制度と財政の持続可能性を確かなものとしていく。食料安全保障の確保に努める（再掲）。
- 日本の風土に育まれた伝統、文化等を受け継ぎ、世界に発信していく。また、世界の中で責任と役割を果たしていくため、世界における新しいルール作りにリーダーシップを発揮し、世界から信頼される国を目指す。

まち・ひと・しごと創生本部決定基本方針（抄）

平成26年9月12日
まち・ひと・しごと創生本部決定

1. 基本目標

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化社会という危機的な現実に直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

(1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

- ・ 人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

3. 検討項目と今後の進め方

(1) 検討項目

各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

4. 取り組むに当たっての基本姿勢

人口減少克服・地方創生のためには、具体的な政策目標を掲げ、その実現に向けて従来型の発想にとらわれず英知を結集し、あらゆる効果的な政策手段を総動員しなければならない。「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となる。本部員は、こうした点を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組む必要がある。

③ 人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築を図り、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度についてこうした方向に合わせて検討する。

働き方の選択に対して中立的な税制等についての有識者ヒアリングのポイント (第7回総会 26年5月9日)

＜日本総合研究所 調査部 山田久部長＞

「労働市場の構造変化と税制改革への含意」

- 「男は仕事・女性は家事」との家族モデルを背景とした「正社員＝高度に整備された職能システム（就社システム）／非正規労働者＝未整備な職務システム」の二重構造が日本型雇用システムの特徴。それが、90年代以降、時代環境の変化に対応できなくなっていることで様々な問題が発生し、その見直しに向けた試行錯誤が行われている。
- ・経済停滞の長期化のもとで、職能型正社員の雇用を維持するために、非正規雇用比率を引き上げることによるコスト削減で対応。これが事業再編・事業革新を遅らせ、一段の経済停滞をもたらし、生産性低迷・賃金低迷につながっている。
- ・共働き世帯・単身世帯の増加や人口減・高齢比率の上昇の中で、若年非正規・世帯主非正規の増加、職能型正社員の長時間労働により女性の能力発揮が困難化、職能型正社員の雇用維持のためにシニア雇用の一律低賃金化。
- 環境変化を踏まえれば、欧米型の職務システム（「就職」型システム）の導入拡大、あるいは職務型と職能型のミックスが目指されるべき。社会保障・税制一体で、「就労促進的」かつ「労働移動・就業形態中立的」かつ「家族モデル中立的」な制度を構築する必要。

＜東京大学 白波瀬佐和子教授＞

「少子高齢化と所得格差の変容 ―世帯構造とライフコースの変化に着目して―」

- 働き方は、ジェンダー差や配偶関係、ファミリーステージ（末子年齢）によって大きな違い。働き方の選択には、就学、結婚、子育て、介護といった要因が関与。早急に検討すべきは、多様な選択を可能にする中立的な制度の構築に向けて、中立的でない今の選択環境のどこに早急な修正を加えるべきか、ということ。
- 今の労働市場において103万円、130万円の壁が取られたとしても、500万円、600万円の人が過半数になることはないと考えられるため、調整をかけて慎重に取っていかないと、かえって苦しくなる人が増える。
- 日本の1980年代半ば以降の所得格差の拡大は、人口高齢化と密接に関係。高齢層内の経済格差の要因は、高齢者の働き方、高齢世帯の収入構造、高齢者の生活状況（だれと暮らすか）、大きなジェンダー格差（高齢女性の一人暮らし）。これらに対応した、世代内移転の実施が重要。また、少子高齢化に代表されるマクロ的な世代間格差を踏まえると、社会的な移転をもう少し全年齢層的に提供する必要。

＜横浜国立大学 近藤絢子准教授＞

「働き方に中立的な税制について」

- 配偶者特別控除の導入で手取りの逆転現象はなくなったものの、103万円以下に就労調整する傾向は依然として見られる。
- これまでの税制はある意味年収103万円以下の範囲で妻の就労を促進する効果。世帯単位の控除額を一定にするような制度への見直しは、妻の就業率が下がるおそれ。就業調整が単なる惰性で行われていたとした場合はそれほど変化しない可能性。
- 社会保険制度による130万円の壁がなくなる限り、税制を変えても就労調整はなくなるのではないのか。

個人をとりまく 社会・経済の 構造変化

人口減少

家族のあり方の変化

働き方の多様化

格差の拡大

産業・経済構造の変化

グローバル化

今後の税体系における
所得税のあるべき姿

あるべき 所得税を めぐる視点

人口減少への総合的な
政策対応と所得税

家族のあり方と所得税

結婚・子育てとの
関係等働き方の選択に
中立的な税制配偶者や家族の
働き方に対する中立性就労形態・起業形態に
対する中立性

世代間・世代内の公平

人的資本の
形成との関係

再分配機能の回復

資本所得に対する
課税のあり方資本蓄積・成長の
重要性と所得税

3. 配偶者控除に関する主な考え方 (これまでの税調答申等から)

政府税制調査会のこれまでの答申等で示された配偶者控除に関する主な考え方

<配偶者控除の性格>

- ・ 納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38万円、個人住民税：33万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高38万円、個人住民税：最高33万円）が設けられている。
配偶者については、かつては1人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和36年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設された。（平成12年7月「わが国税制の現状と課題」）
- ・ （配偶者控除については、）今もその本質において扶養控除であった時代から変化していない。（平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」）

<配偶者の就労に対する影響>

- ・ 現行制度の下では、配偶者はその就労のあり方を決めるにあたって、パートナーの税負担に及ぶ影響を考慮に入れざるを得ない場合があり、配偶者の就労に対する中立性を阻害している。（平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」）

<二重控除の問題>

- ・ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、配偶者の存在により世帯として二重に控除を享受するという問題が生じている。（平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」）

<共働き世帯と片働き世帯のバランス>

- ・ 家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じるものであり、税制面で片働きを一方的に優遇する措置を講じることは適当ではない。（平成15年6月「少子高齢社会における税制のあり方」）

<配偶者の存在による納税者の担税力の減殺についての考え方>

- ・ 配偶者の存在が納税者本人の担税力を減殺させているとの考え方については、夫婦のあり方や配偶者の家事労働の経済的価値もあること等から、改めて検討する必要がある。（平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」）
- ・ 成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これらの者を扶養することを理由に控除を認めないとの考え方もある。（平成14年6月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」）

<夫婦の位置付けとの関係>

- ・ 夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もある。（平成19年11月「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」）

<配偶者控除等の適用状況等への配慮>

- ・ 配偶者控除等は現実には多数の世帯に適用され、定着していることなどからも、慎重な検討を要するのではないかと意見もあった。（平成12年7月「わが国税制の現状と課題」）

わが国税制の現状と課題（抄）

— 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

平成 12 年 7 月
政府税制調査会

一 個人所得課税

4. 課税ベースとしての所得

（2）課税最低限と控除

② 主要な控除

ハ. 配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38 万円、個人住民税：33 万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高 38 万円、個人住民税：最高 33 万円）が設けられています。配偶者特別控除は、配偶者の収入に応じて控除額が減少する消失控除（収入の増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除であり、税引後の手取額の変化を緩和する役割を果たしています。）となっています。

配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていましたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和 36 年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設されました。

その後、昭和 62・63 年の抜本的税制改革の際に、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題、すなわちパートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点などから、配偶者特別控除が消失控除の形で創設されました。この配偶者特別控除の創設によって、税制上の手取りの逆転現象は解消されています。

(中略)

配偶者に係る控除、とりわけ、配偶者特別控除については、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、就業に対する税の中立性の観点から、その性格、あり方の見直しが必要であるとの意見が高まってきています。

基礎的な人的控除が世帯構成員の数などに応じて納税者の税負担能力（担税力）を調整するための仕組みであることを踏まえると、配偶者を有する納税者への配慮として配偶者控除と配偶者特別控除の二つの控除の適用を認めていることは、納税者本人や扶養親族に係る配慮と比較してかなり大きいものとなっています。

また、就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば、自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない一方で、その者の配偶者である納税者本人は、その課税所得金額の計算上、配偶者控除等の適用を受けており、その意味でいわば二重の人的控除を享受する結果となっています。

したがって、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力（担税力）の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、配偶者に係る控除のあり方について検討を加える必要があると考えます。なお、その際には、消失控除の仕組みによる税引後の手取りの逆転現象への対応の必要性にも留意しなければなりません。

なお、配偶者控除等は現実には多数の世帯に適用され、定着していることなどからも、慎重な検討を要するのではないかと意見もありました。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(2) 諸控除の見直し

① 家族に関する控除

ロ. 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの3 控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方 2 または考え方 3 のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。

(考え方 1－基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する)

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族との区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の立場からは、配偶者特別控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

(考え方 2－配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する)

基本的には本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

(考え方 3－配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける)

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

平成 15 年度における税制改革についての答申（抄） —あるべき税制の構築に向けて—

〔平成 14 年 11 月〕
〔政府税制調査会〕

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 人的控除の簡素化・集約化

これまでの税制改正において、税負担の軽減のため、人的控除に係る各種の割増・加算措置の拡充等が講じられてきた。これらの措置については、経済社会の構造変化に即応して、個々人の自由なライフスタイルの選択に介入しないような中立的な税制にする観点から是正を図り、人的控除の簡素化・集約化を進める必要がある。

このような観点から、平成 15 年度税制改正においては、配偶者特別控除、特定扶養控除の廃止・縮減に取り組むべきである。

- (1) 配偶者特別控除が創設された際には、主に専業主婦世帯を中心に税負担を軽減することが念頭に置かれていた。その当時は、専業主婦世帯が最も典型的な家族類型であったが、その後の経済社会情勢の変化により、現在では、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきた。女性の就業状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになっている。こうした経済社会の構造変化も顧みれば、配偶者控除に上乗せして、言わば「二つ目」の特別控除を設けている現行制度は、納税者本人や他の扶養親族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっている。したがって、当調査会としては、配偶者特別控除は廃止すべきであると考える。その際には、負担増に配慮して段階的な縮減も考えられる。また、パート労働者の就労を阻害しないよう、税引き後の手取りの逆転現象に対する所要の配慮措置を講じる必要がある。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

〔平成15年6月〕
〔政府税制調査会〕

第一 少子・高齢化と税制

一 個別税目の改革

1. 個人所得課税

（4）人的控除の基本構造の見直し

- ③ 配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じる上、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方的に優遇する措置を講じることは適当でない。また、扶養に対する配慮については、少子・高齢社会における子育ての重要性を考え、今後、児童など真に社会として支えるべき者に対して扶養控除を集中することが考えられる。その際、控除の仕組みを所得控除制度ではなく税額控除制度とすることも検討課題となる。これらについては、社会保障制度との関連や諸外国での事例等も踏まえ、検討を深める必要がある。

個人所得課税に関する論点整理(抄)

平成 17 年 6 月
政府税制調査会
基礎問題小委員会

3. 世帯構成と税負担のあり方

(1) 配偶者との関係

イ) 現行の配偶者にかかる人的控除は、個人単位課税の下で、一定所得金額以下の配偶者を有する納税者について所得控除によって担税力の減殺を一律に調整する仕組みとなっている。配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていた。夫婦は相互扶助の関係にあつて、一方的に扶養している親族とは異なるとの事情に鑑み、扶養控除から独立させて配偶者控除を創設したとの経緯があるが、今もその本質において扶養控除であった時代から変化していない。

現行の配偶者控除制度については、次のような問題点がある。

そもそも、結婚により担税力がどのような影響を受けるのかは個々の世帯によっても区々であり、一律に論ずることはできない。税制において、夫婦を担税力という面での配慮が必要な関係と一方的に位置付けることには疑問がある。配偶者の存在が納税者本人の担税力を減殺させているとの考え方については、夫婦のあり方や配偶者の家事労働の経済的価値もあること等から、改めて検討する必要がある。

また、現行制度の下では、配偶者は、その就労のあり方を決めるにあたって、パートナーの税負担に及ぶ影響を考慮に入れざるを得ない場合があります、配偶者の就労に対する中立性といった面でも矛盾が生じている。女性の就労が増加している中、配偶者が仕事をするか、またどの程度の所得を稼得するかは、本来パートナーの税負担とは離れて決せられるべき問題であろう。

さらに、就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない。その一方で、パートナーが配偶者控除の適用を受けることで、夫婦で二重に控除を享受するという問題が生じている。

こうした点を踏まえ、配偶者に関する現行の人的控除のあり方については、根本的な見直しが必要であろう。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月
政府税制調査会

第 2 各論

1. 個人所得課税

(4) 世帯構成と税負担のあり方

個人所得課税においては、個人単位課税を基本としつつ、人的控除という仕組みにより家族の個別の事情に配慮することが適当であるが、個々の人的控除制度については、以下のような議論があった。

① 配偶者との関係

配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。

イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある

ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している

ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある

ニ 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか

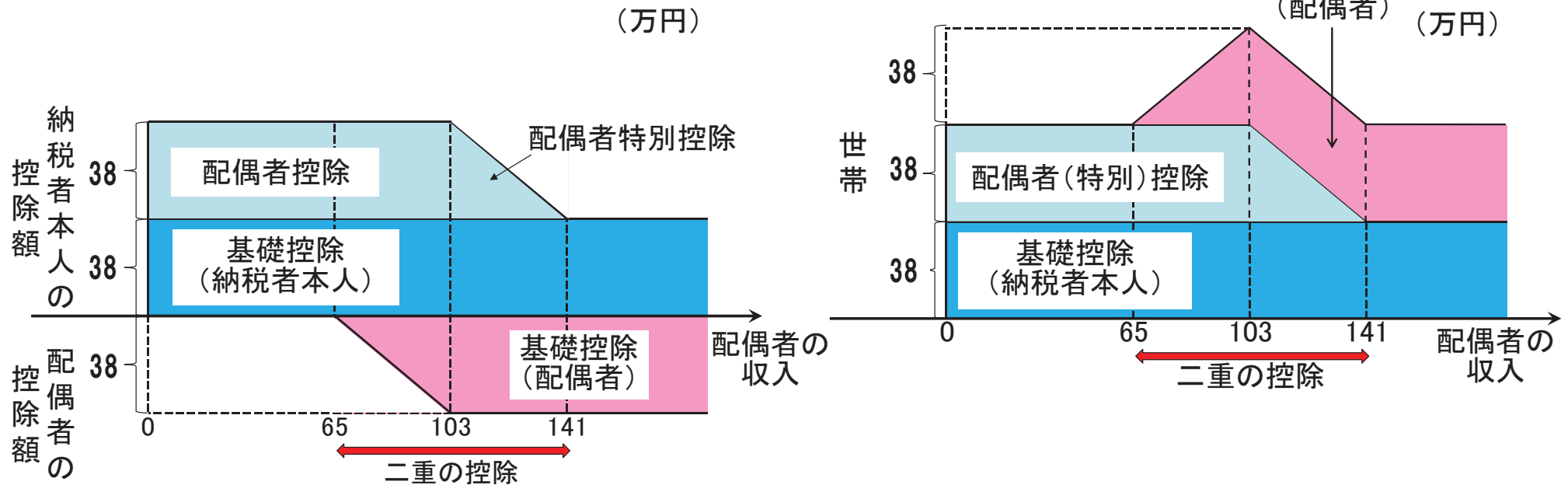
他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあった。

配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。

4. いわゆる移転的基礎控除

配偶者(特別)控除

<控除額のイメージ>



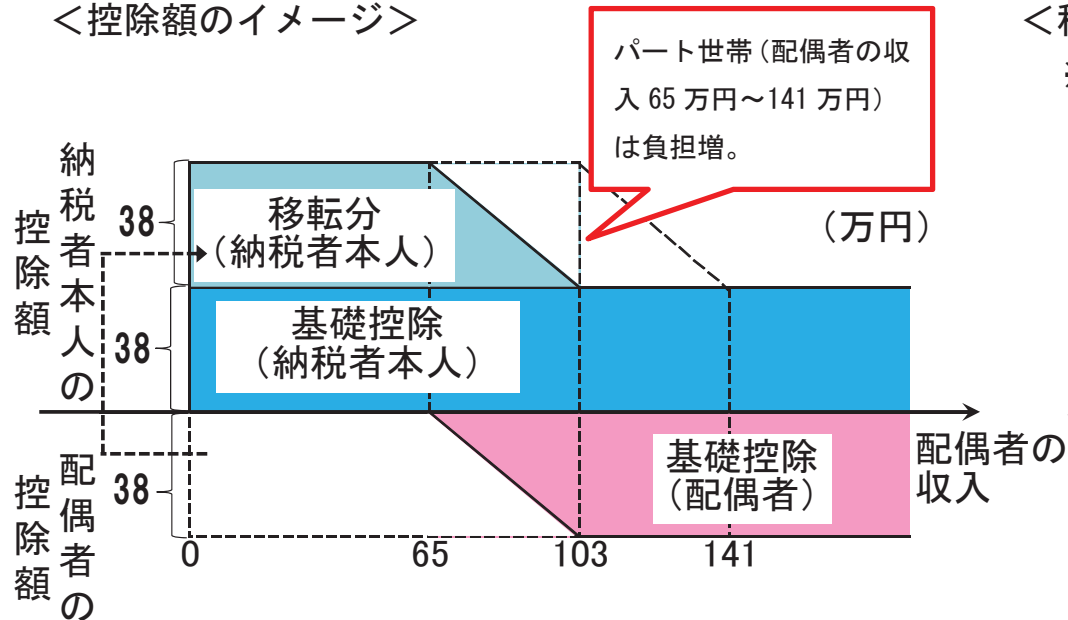
○配偶者の収入が 103 万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが女性の就労を抑制しているとの指摘（いわゆる 103 万円の壁）。

○特にパート世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けているにも関わらず納税者本人が配偶者控除の適用を受けているため、専業主婦世帯や共働き世帯よりも控除額の合計が多い（二重の控除）との問題が指摘。

いわゆる移転的基礎控除

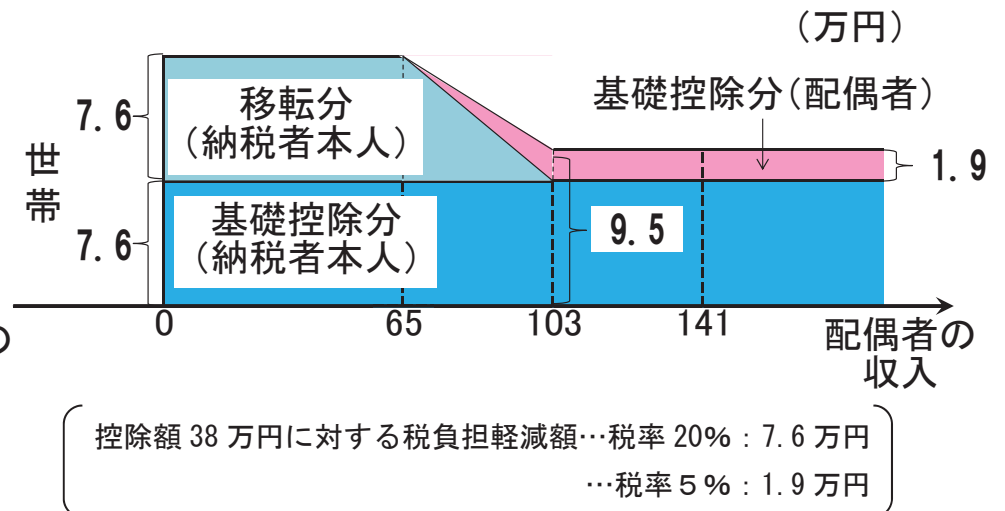
配偶者の収入に関わらず夫婦2人で受けられる控除の合計額を同じとするため、配偶者控除を見直し、配偶者が使い残した基礎控除の額を納税者本人に移転させるための控除とする仕組み。

<控除額のイメージ>



<税負担軽減額のイメージ>

※…納税者本人の税率20%、配偶者の税率5%の場合



(留意点)

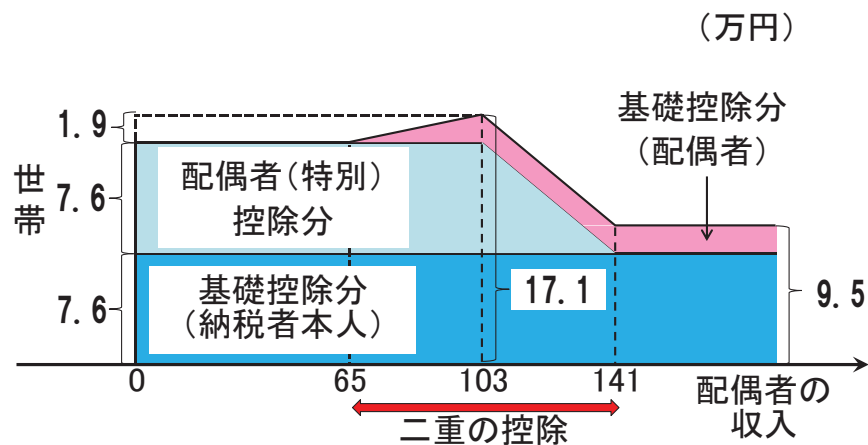
- 夫婦2人で受けられる控除の額が配偶者の収入によらず一定となり、現行制度の問題とされている二重の控除の解消につながる。
- 基礎控除を所得控除としたままで移転的基礎控除を導入する場合、配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときには、配偶者の収入が少ないほど夫婦2人で受けられる税負担軽減額が大きくなり、働き方への中立性が阻害される可能性（特にパート収入が65万円～103万円の範囲においては、収入が65万円までと比べて収入の増え方に対する手取り収入の増え方が少なく、収入を増やすインセンティブを弱める可能性）。
⇒税額控除化する場合には、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる税負担軽減額は一定。
⇒この場合、扶養控除等の他の人的控除についても税額控除化するのかどうかについて、あわせて検討する必要がある、諸控除全体の抜本的な検討が必要となる。
- パート世帯においては負担増。
⇒パート世帯に対する影響、他の世帯類型とのバランス、増収分の使途等について慎重に検討する必要。

配偶者(特別)控除、いわゆる移転的基礎控除による世帯の税負担軽減額のイメージ

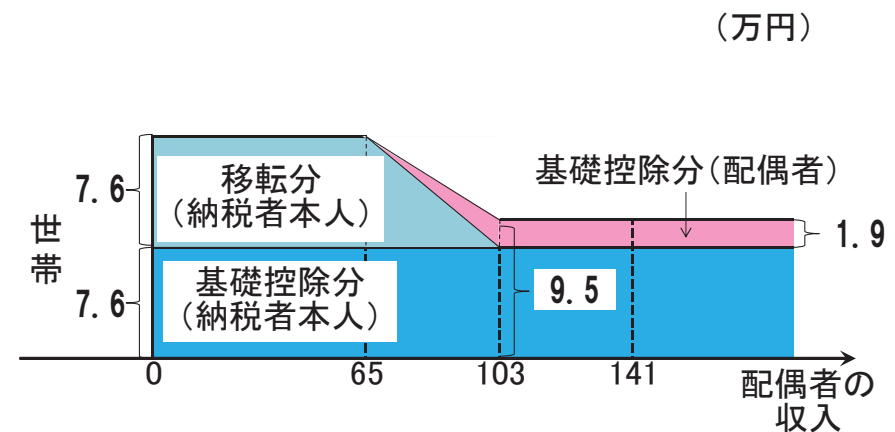
納税者本人の税率 20%、配偶者の税率 5 % の場合

- ・ 控除額 38 万円に対する税負担軽減額 … 税率 20% : 7.6 万円、税率 5 % : 1.9 万円

< 配偶者（特別）控除と基礎控除 >



< いわゆる移転的基礎控除 >

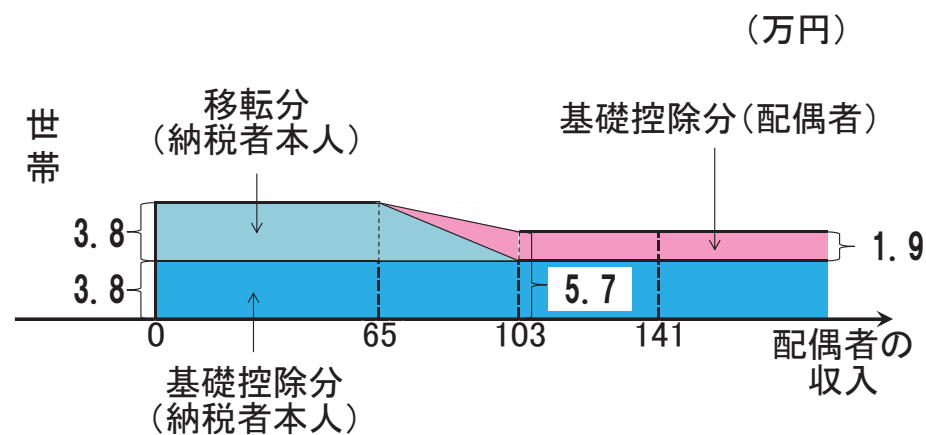


いわゆる移転的基礎控除による世帯の税負担軽減額のイメージ

納税者本人の税率 10%、配偶者の税率 5% の場合

・ 控除額 38 万円に対する税負担軽減額

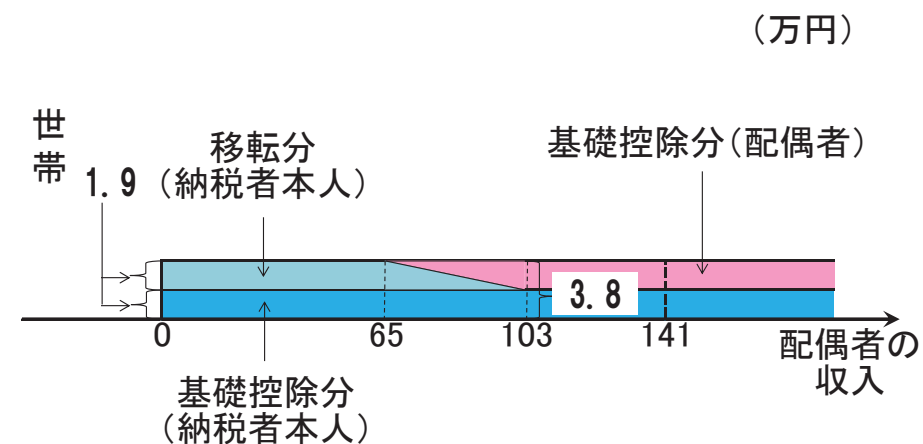
… 税率 10% : 3.8 万円、税率 5% : 1.9 万円



納税者本人と配偶者の税率が共に 5% の場合

・ 控除額 38 万円に対する税負担軽減額

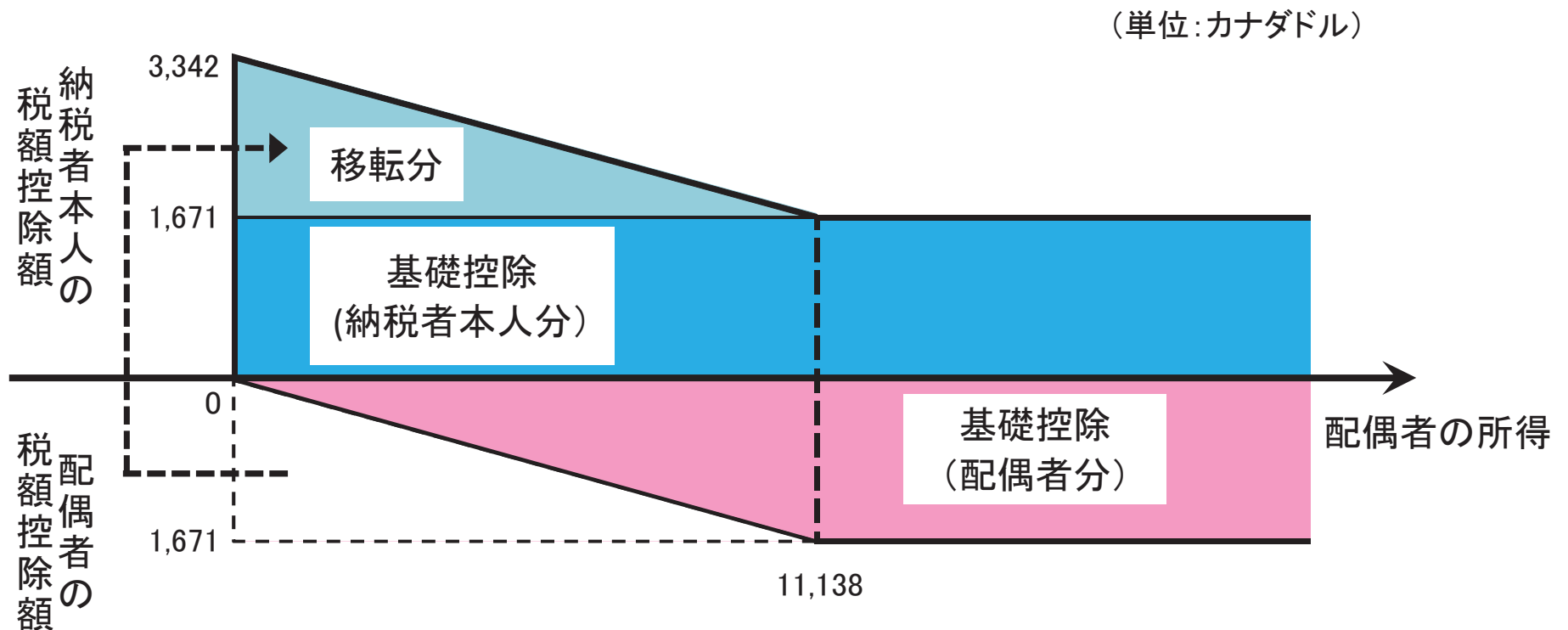
… 税率 5% : 1.9 万円



諸外国における移転的基礎控除

- カナダ・デンマーク・アイスランド等において移転的基礎控除が導入されている。
- いずれの国においても、基礎控除は税額控除。
- 配偶者の働き方に関わらず、世帯としての控除による税負担軽減額は一定。

[カナダの例]



基礎控除の移転的基礎控除化及び税額控除化に関する論点(たたき台)

【移転的基礎控除化に関する論点(所得控除の場合を含む。)]

○ パート世帯にとっては負担増となることから、パート世帯に対する影響、他の世帯類型とのバランス、増収分の使途等について慎重に検討する必要があるのではないか。

○ 配偶者が「使い残した」基礎控除を納税者本人に移転できることとする考え方をどのように整理するか。

＜考え方の例＞

イ) 夫婦が消費生活の基本単位であることを踏まえ、夫婦に対しては単身者の2倍の基礎的な人的控除を認めるとの考え方

ロ) 所得が一定金額以下の配偶者を有することが納税者本人の税負担能力を減殺するという現行の配偶者控除の考え方を維持しつつ、二重の控除の問題に対応するための見直しを行うとの考え方

(補論) 上述の＜考え方の例＞に対して否定的な考え方の例

・ 配偶者の家事労働には経済的価値がある(注)ことから、配偶者の存在が納税者本人の税負担能力を減殺させているとの考え方については再検討を要するとの考え方

(注) 配偶者が家庭外で一定時間以上働く場合には、クリーニング、食事の支度、育児等の家事サービスを外注したり外から購入せざるを得ず、そのための費用負担が生ずるのに対し、配偶者が家事労働に従事する場合には、これらの家事サービスを家庭内で生産し、いわば自家消費できるため、外部に支払う費用を節約できるという形で経済的価値(いわゆる帰属所得)を産み出しているという考え方。

【税額控除化に関連する論点】

仮に基礎控除を税額控除とする場合、

○ 新たな基礎控除の性格や考え方はどのようなものか。

○ 扶養控除等を含む人的控除の体系をどのように構築するか。

○ 各種の社会保障制度による所得保障との関係をどのように考えるか。

○ 国民健康保険の保険料等の社会保障制度における負担額等について、個人所得課税の課税所得(人的控除の適用後)の額や税額を基準として算定する制度が導入されていることを踏まえ、各種制度における所得の捉え方等についてどのように見直しを行うか。

5. 課 税 単 位

主要国における課税単位及び基礎控除等について

(2014 年 1 月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	世帯単位課税 (N分N乗方式) ^(注1)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる (多くは夫婦別産制)	夫婦別産制	夫婦別産制	法定共通制 ^(注2)
納税者本人に係る 控除等	基礎控除 [38 万円]	人的控除 ^(注3) [40 万円]	基礎控除 [152 万円]	税率不適用所得 [113 万円]	税率不適用所得 [81 万円]
夫婦各々の基礎控 除等に加え、配偶者 の存在を理由に追 加的に認められる 控除等	配偶者控除 [38 万円]	なし	なし	なし	なし

(備考) 邦貨換算レートは、1 ドル=100 円、1 ポンド=161 円、1 ユーロ=135 円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 25 年(2013 年) 11 月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

(注 1) フランスでは、家族除数 (N) は単身者の場合 1、夫婦者の場合 2、夫婦子 1 人の場合 2.5、夫婦子 2 人の場合 3、以下被扶養児童が 1 人増すごとに 1 を加算する。

(注 2) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制 (夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する)。

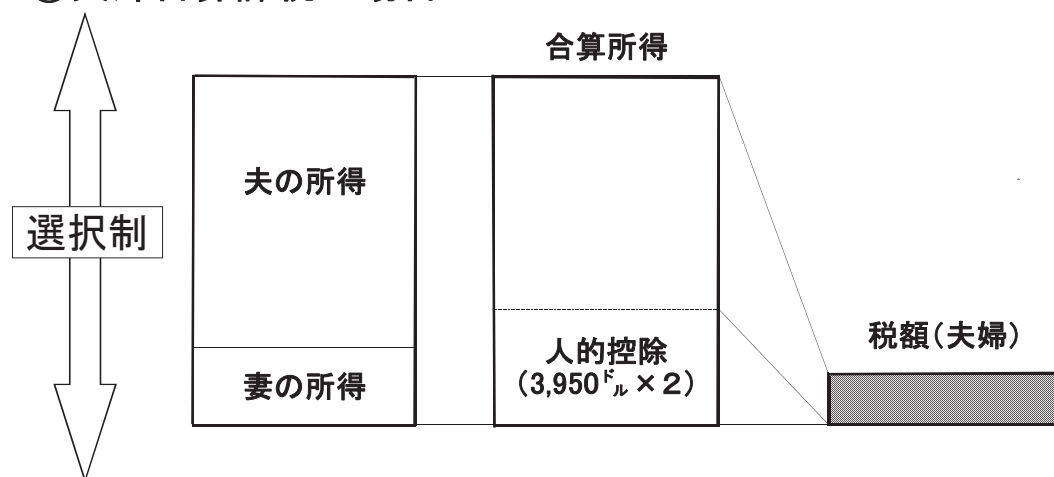
(注 3) 一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が逡減する枠組み (単身者の場合、所得が 254,200 ドルから 2,500 ドル増加すごとに控除額が 2%ずつ逡減し、376,700 ドルで消滅)。

アメリカにおける連邦所得税の税額の計算(イメージ) (夫婦者の場合)

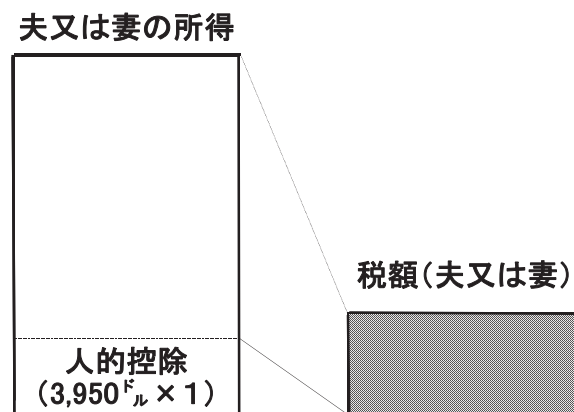
アメリカ 連邦所得税の概要

アメリカでは、夫婦合算課税の場合は、本人と配偶者の2人分の人的控除が認められ、ブラケットの所得額が個別課税の場合の2倍の額になっている(実質的な二分二乗方式)。

①夫婦合算課税の場合



②夫婦個別課税の場合



夫婦合算課税の場合の適用税率表

(2014年)

所得金額(ドル)		適用税率 (%)
ドル超	ドル以下	
0	18,150	10
18,150	73,800	15
73,800	148,850	25
148,850	226,850	28
226,850	405,100	33
405,100	457,600	35
457,600	～	39.6

夫婦個別課税の場合の適用税率表

(2014年)

所得金額(ドル)		適用税率 (%)
ドル超	ドル以下	
0	9,075	10
9,075	36,900	15
36,900	74,425	25
74,425	113,425	28
113,425	202,550	33
202,550	228,800	35
228,800	～	39.6

(注1) 夫婦個別課税の場合、配偶者に所得がないこと等を条件に、本人及び配偶者の人的控除(2人分)が認められる。

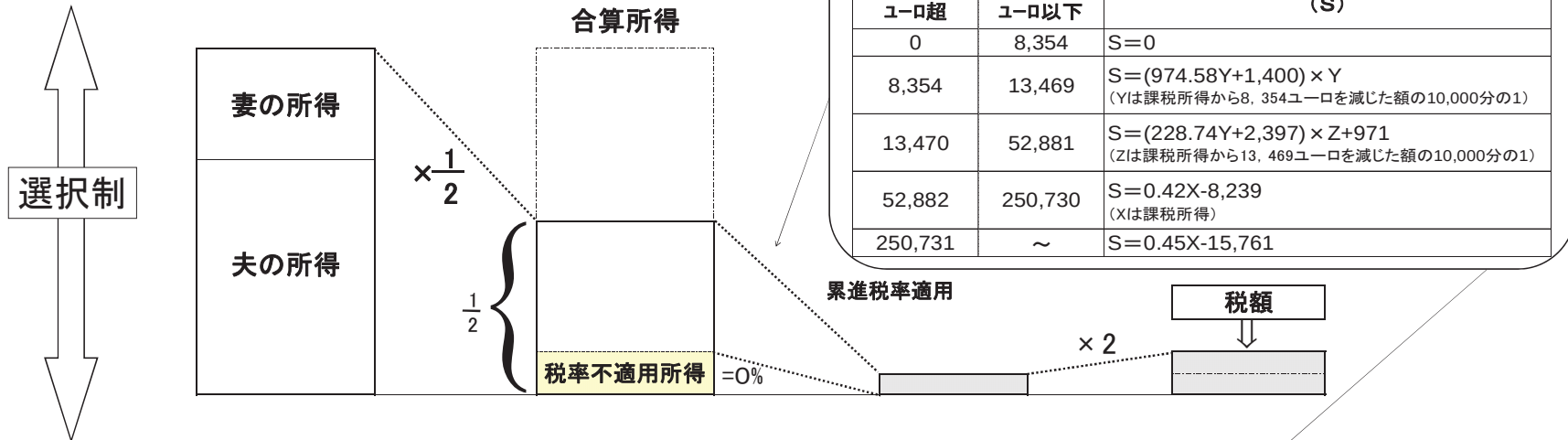
(注2) 人的控除以外の所得控除及び税額控除等は、比較便宜のため上図から割愛。

ドイツにおける所得税の税額の計算(イメージ) (夫婦者の場合)

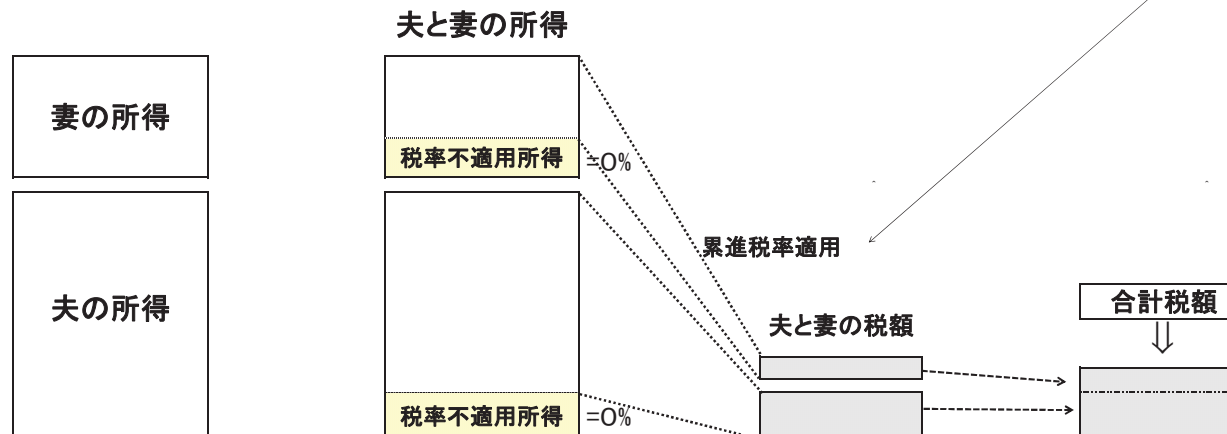
ドイツ所得税の概要

ドイツでは、夫婦合算課税又は個別課税(配偶者控除なし)を選択することができる。夫婦合算課税を選択した場合、夫婦の所得を合算し、その半額を税率表に適用して算出した税額を2倍する(二分二乗方式)。

①夫婦合算課税の場合



②個別課税の場合



(注) 所得控除及び税額控除等は、比較便宜のため上図から割愛。

課税単位について

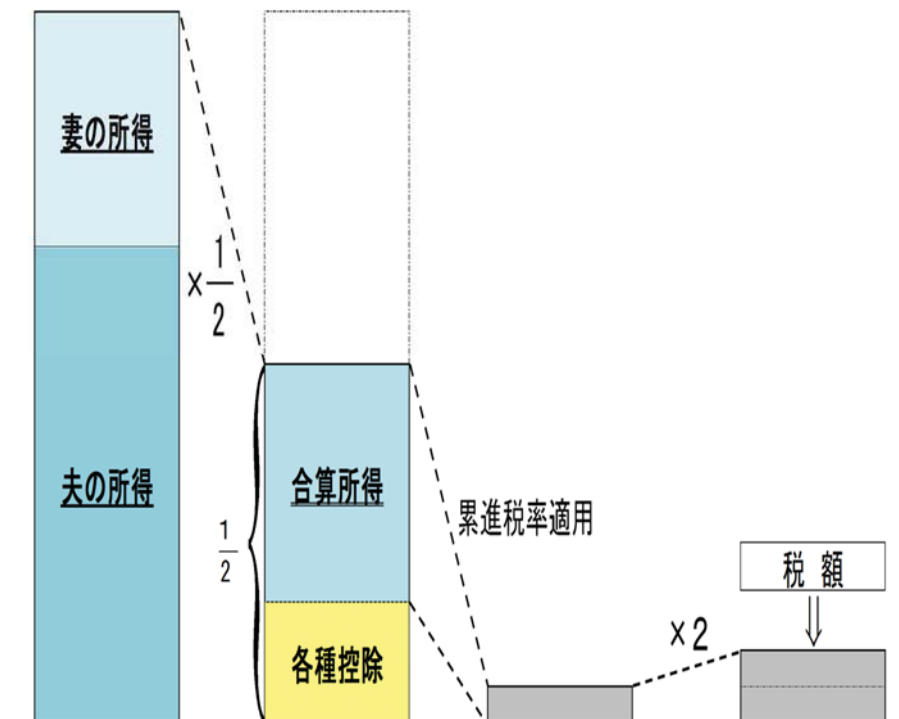
1. 課税単位とは

- 課税対象となる所得を、個人ごとにとらえるのか(個人単位課税)、夫婦としてあるいは世帯全体としてとらえるのか(世帯単位課税)といった算定単位を課税単位という。
- 例えば、課税単位を世帯単位でとらえる場合の課税方式として2分2乗方式があり、具体的には、夫婦の所得を合算し、それを「2分」した金額について税率を適用して算出した金額を「2倍」して税額を算出。

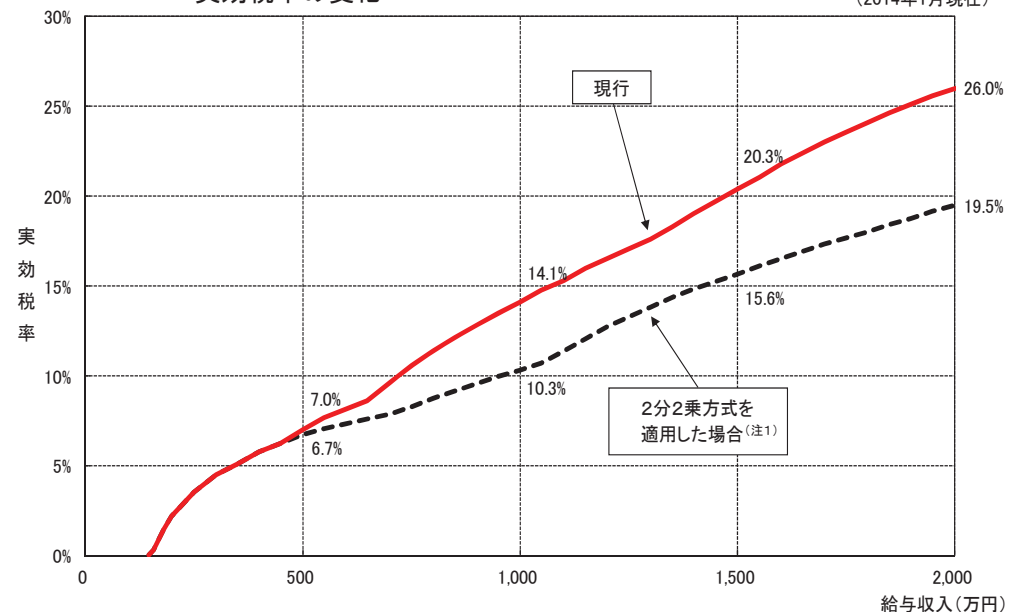
2. 政府税制調査会の答申で示された世帯単位課税に関する考え方

- 2分2乗方式を採用した場合には、適用される累進税率が平均化されるために、独身者世帯に比べて夫婦者世帯が有利になること、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になること、高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となることなどの問題点が考えられます。(平成12年7月 政府税制調査会 わが国税制の現状と課題)

【参考1】世帯単位課税(2分2乗)の仕組み(イメージ)



【参考2】所得税の課税方式を世帯単位(2分2乗方式)に変更した場合の実効税率の変化



- (注) 1. 2分2乗方式は、所得金額から社会保険料控除を差し引いた後の金額を2分の1にして、基礎控除を適用し、その後税率表を適用し、算出された税額を2倍して計算している。
2. 片働き世帯として計算しており、個人所得課税には、所得税及び個人住民税が含まれる。
3. 復興特別所得税(所得税額の2.1%)は加味していない。
4. 表中の数値は、給与収入 500万円、1,000万円、1,500万円及び2,000万円の場合の実効税率である。

6. 今後の検討の視点（たたき台）

働き方の選択に対して中立的な税制に関連する課題に対する検討の視点(たたき台)

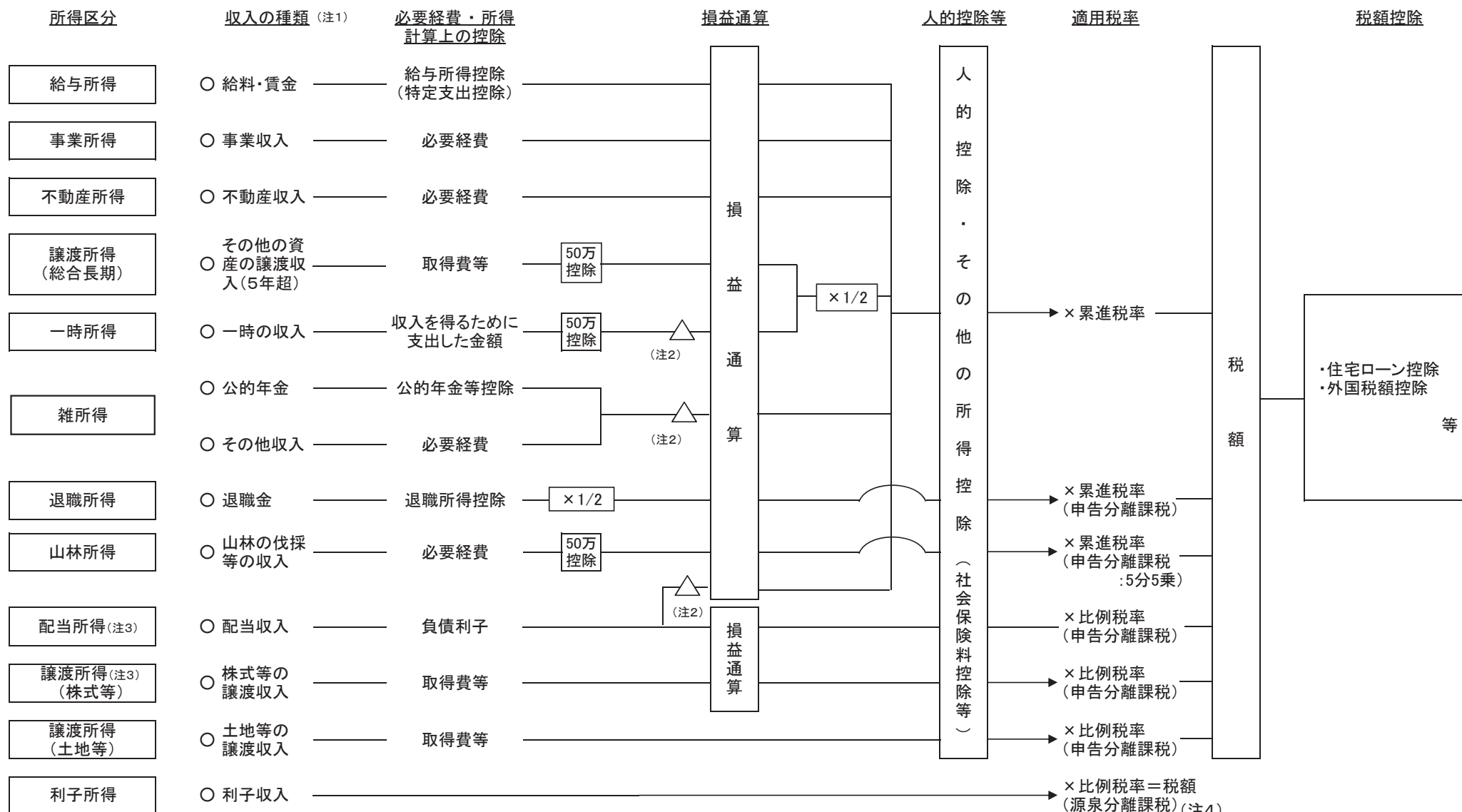
- 家族のあり方の変化や働き方の多様化等の社会・経済の構造変化を踏まえ、
 - イ) 家族のあり方の変化、
 - ロ) 働き方の選択に対する中立性、
 - ハ) 所得再分配機能に対する影響等の視点から、配偶者控除をはじめとする各種控除のあり方についてどのように考えるか。
- 人口減少への総合的な政策対応、結婚や子育てとの関係等を踏まえ、各種控除のあるべき姿についてどのように考えるか。
- その際、専業主婦世帯・パート世帯・共働き世帯、子育て世帯・子どものいない世帯、夫婦世帯・単身世帯など世帯類型によって見直しによる影響や考え方が異なることを踏まえ、国民的な議論のたたき台として多様な選択肢を検討することを含め、どのように議論を進めていくべきか。
- 「働き方の選択に対して中立的な税制」を検討するにあたり、どのような意味での「中立性」を目指すべきなのか。
 - イ) 配偶者の働き方(収入)によって納税者本人の控除額(及び税負担額)が影響を受けない、という意味での中立性
 - ロ) 配偶者の働き方(収入)によって控除による夫婦二人の税負担軽減額の合計が影響を受けない、という意味での中立性
 - ハ) 配偶者の働き方(収入)によって夫婦二人の所得控除額の合計が影響を受けない、という意味での中立性
- 働き方の選択に対する中立性等の観点から配偶者控除を含む各種控除の見直しを検討する場合、
 - イ) 配偶者以外の家族の働き方との関係、
 - ロ) 就労形態や起業形態が多様化している中での所得税のあり方等についてどのように考えるか。
- 人口減少、グローバル化など個人をとりまく社会・経済の構造変化を踏まえ、所得税のあるべき姿についてどのように検討を進めていくか。

7. 所得税計算の仕組み

(日本、アメリカ、スウェーデン、オランダ)

所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿



（注1）主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

（注2）これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

（注3）「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる（確定申告不要）。

「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税（配当控除適用可）と申告分離課税のいずれかを選択可能。

「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」との間は損益通算可能。

（注4）特定公社債等の利子所得等については、平成28年1月1日以後、申告不要又は申告分離課税となる。

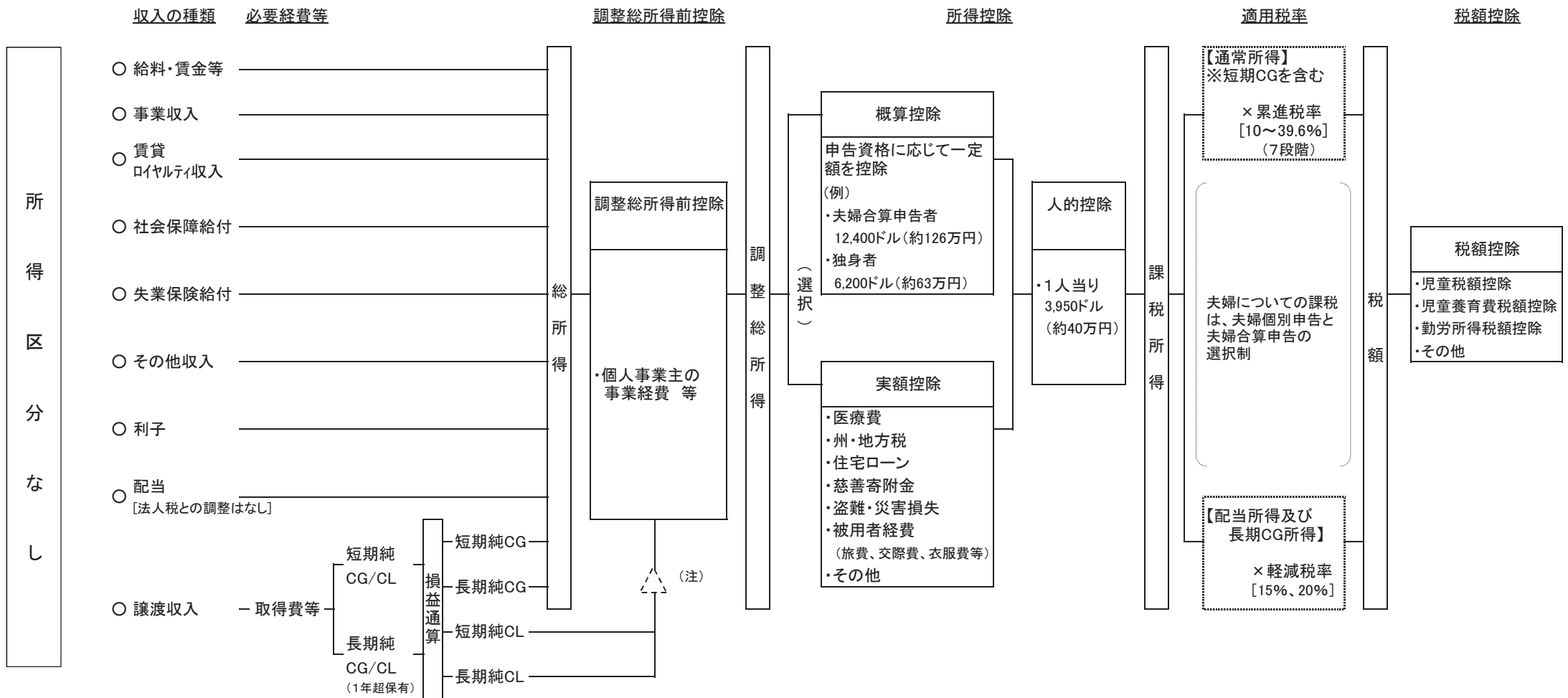
（注5）特定公社債等の譲渡所得等については申告不要又は申告分離課税、一般公社債等の譲渡所得等については申告分離課税とする（平成28年1月1日以後適用）。

（注6）課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等（収用交換等の場合の5,000万円特別控除等）が適用される場合がある。

アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ)

未定稿

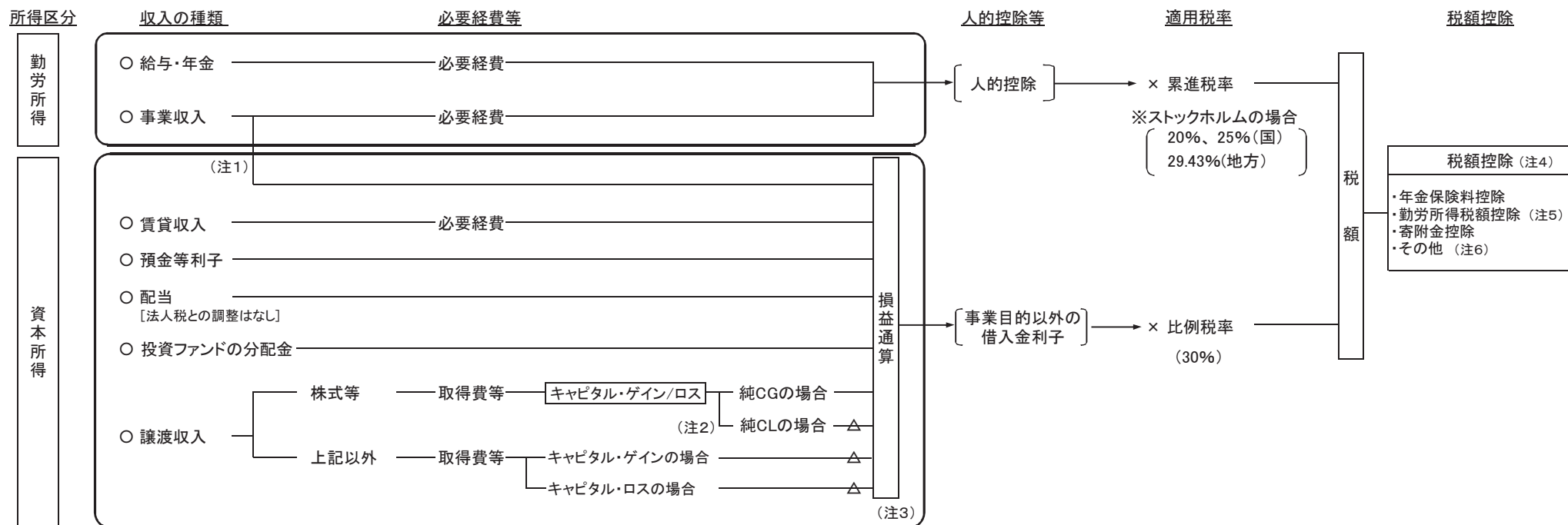
(2014年9月現在)



(注) 損益通算後、短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、夫婦合算申告の場合で3,000ドル(約31万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で総所得から控除し、控除し切れない場合には無期限の繰越しが認められる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=102円(基準外国為替相場:平成26年(2014年)7月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

スウェーデンの個人所得税計算の仕組み（イメージ）



（注1）事業に係る資産の保有又は譲渡により得られる収入は、資産の種類等に応じて事業所得又は資本所得に分類される。

（注2）株式等によるキャピタル・ロス、その全額を株式等によるキャピタル・ゲインと通算可能。通算しきれない損失は、その70%をその他の資本所得から控除可能。

（注3）キャピタル・ゲイン/ロスの通算が認められる範囲は、譲渡資産の種類に応じて異なる。

（注4）所得税額（国・地方）及び不動産税額（国・地方）から控除可能。なお、控除し切れない場合の繰越しは不可。

（注5）地方所得税額の範囲内でのみ控除可能。

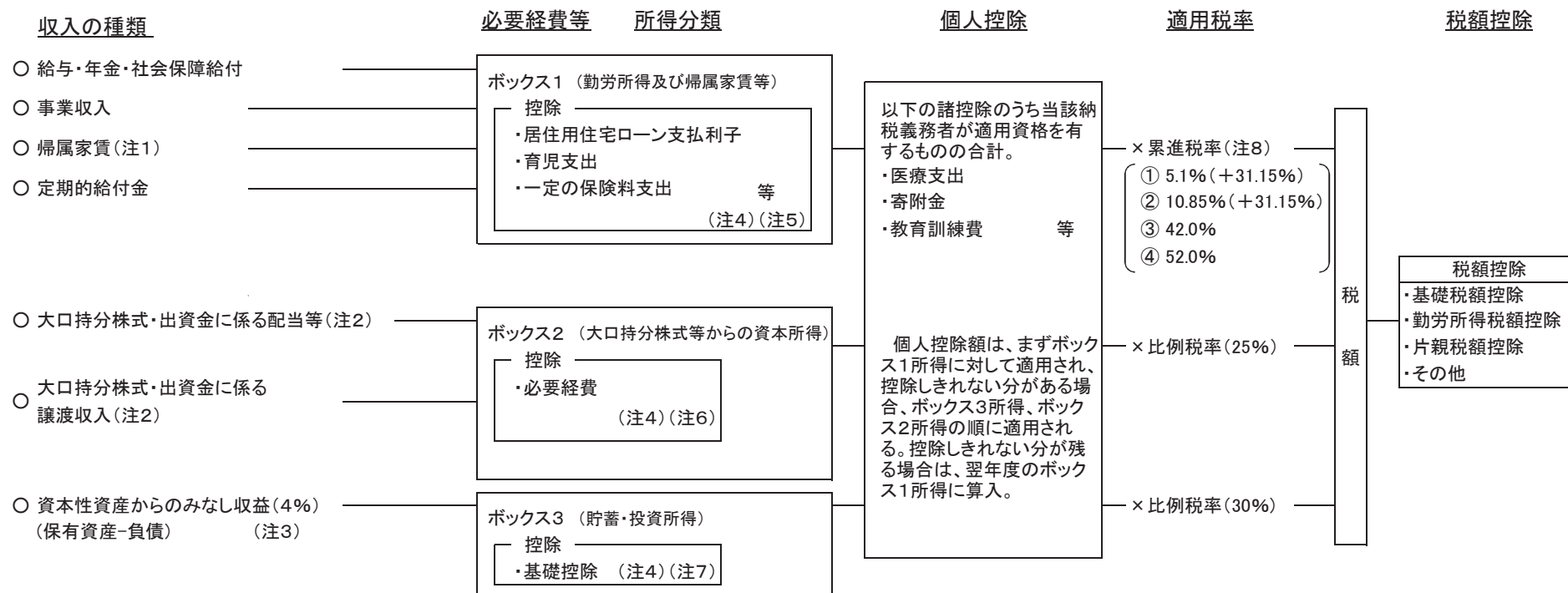
（注6）負の資本所得に係る税額控除（資本所得内での損益通算後、なお資本所得が負となる場合、10万SEK（150万円）まではその30%、10万SEK超はその21%を税額控除可能）等が存在。

（出典）IBFD、政府資料等により作成。

（備考）邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ（SEK）＝15円（裁定外国為替相場：平成26年（2014年）7月中における実勢相場の平均値）。

オランダの個人所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿
(2014年9月現在)



(注1) 帰属家賃は、市場価格に一定割合をかけて算出する。

(注2) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の持分。

(注3) 保有資産額は、課税年度の1月1日時点の市場価格から算出する。対象となる保有資産には、貯金、別荘及び賃貸用住宅(居住用住宅は含まれない)、ボックス2に分類されなかった株式・その他の有価証券等が含まれる。

(注4) 各ボックス内で生じた控除し切れなかった部分と他のボックス所得との通算は認められない。

(注5) ボックス1所得について控除し切れなかった部分は、9年間の繰越し、3年間の繰戻しが認められる。

(注6) ボックス2所得について控除し切れなかった部分は、9年間の繰越し、1年間の繰戻しが認められる。

(注7) ボックス3の基礎控除額は、21,139ユーロ(約292万円)であり、65歳以上である場合には増額される。

(注8) 第1及び第2ブラケットの所得については、所得税に加え、31.15%の社会保険料が課される。

(出典) IBFD等により作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=138円(裁定外国為替相場:平成26年(2014年)7月における実勢相場の平均値)。

8. いわゆる「103 万円の壁」、 「130 万円の壁」

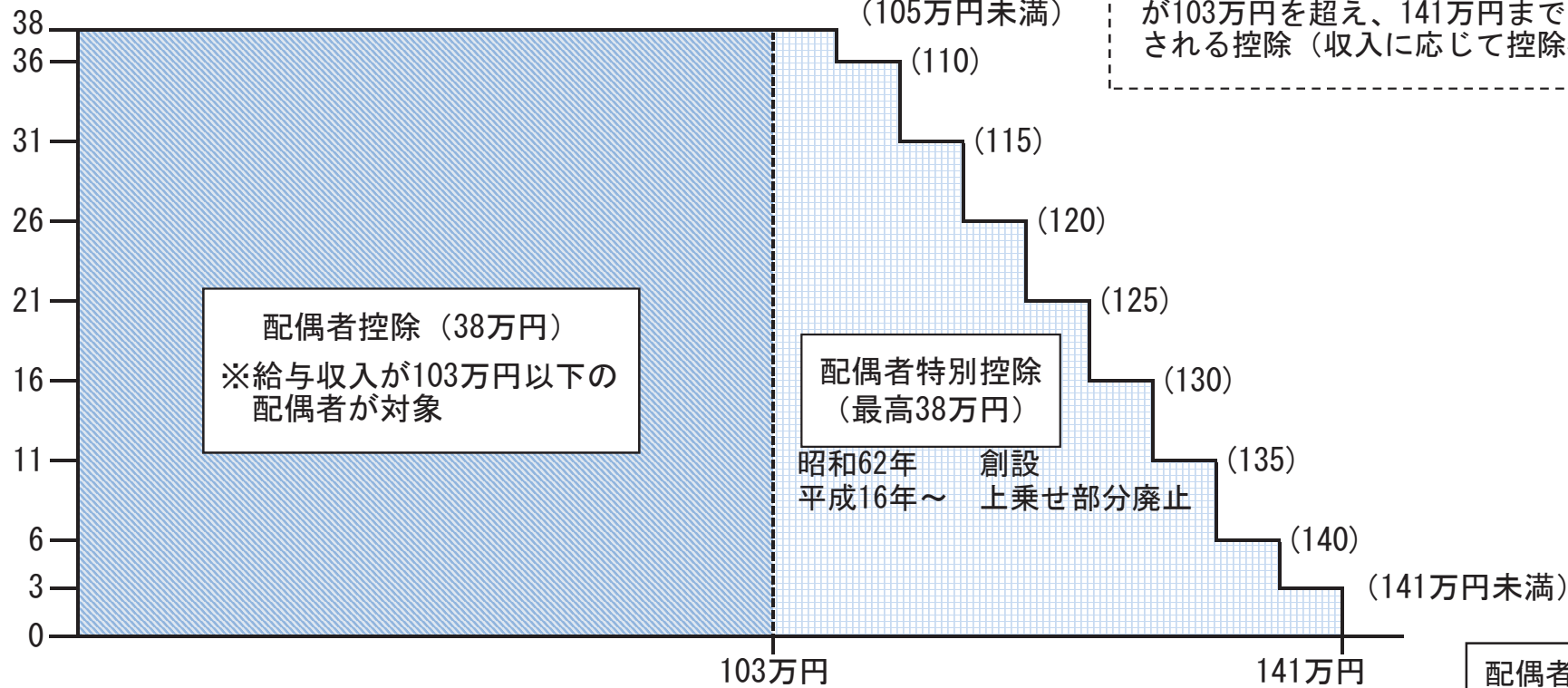
配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み

納税者本人の
受ける控除額

(配偶者の給与収入)

(105万円未満)

現行の配偶者特別控除は、配偶者の給与収入
が103万円を超え、141万円までの場合に適用
される控除（収入に応じて控除額が増減する）



適用者数 1,400万人程度(注1)
減収額 0.6兆円程度(注2)

適用者数 100万人程度(注1)
減収額 300億円程度(注2)

配偶者の給与収入

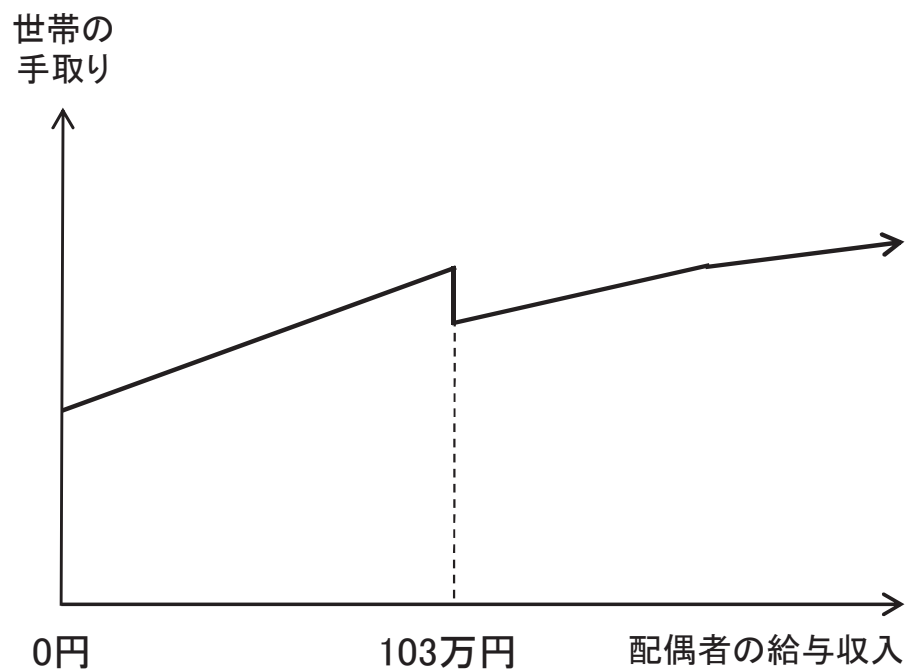
⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯で見れば「手取りの逆転現象」（いわゆる「壁」）が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

(注1) 配偶者控除（老人控除対象配偶者を含む。）及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

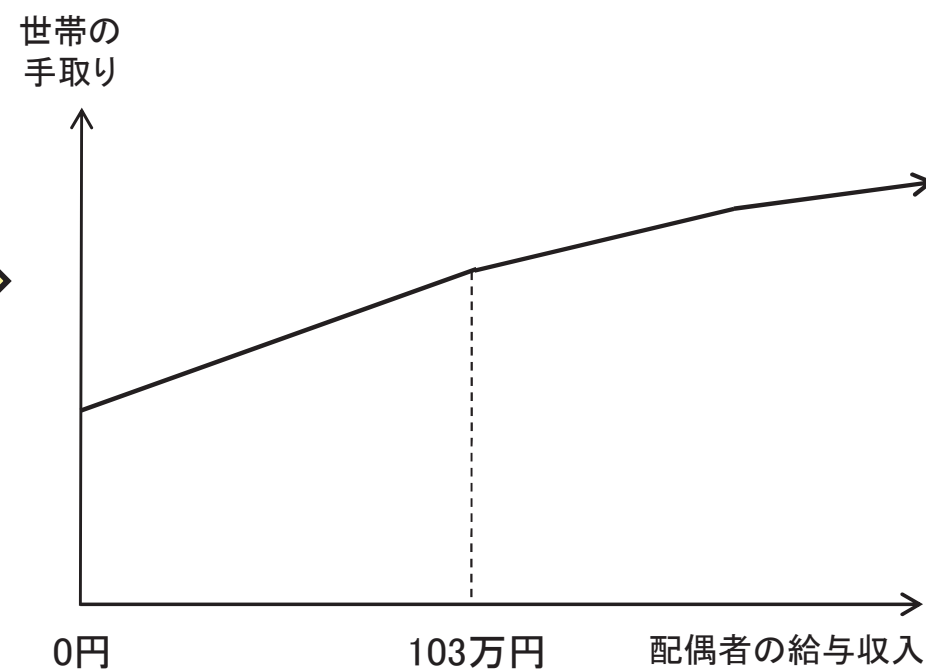
(注2) 平成26年度予算ベースによる。

いわゆる「103万円の壁」について(イメージ)

配偶者特別控除がない場合

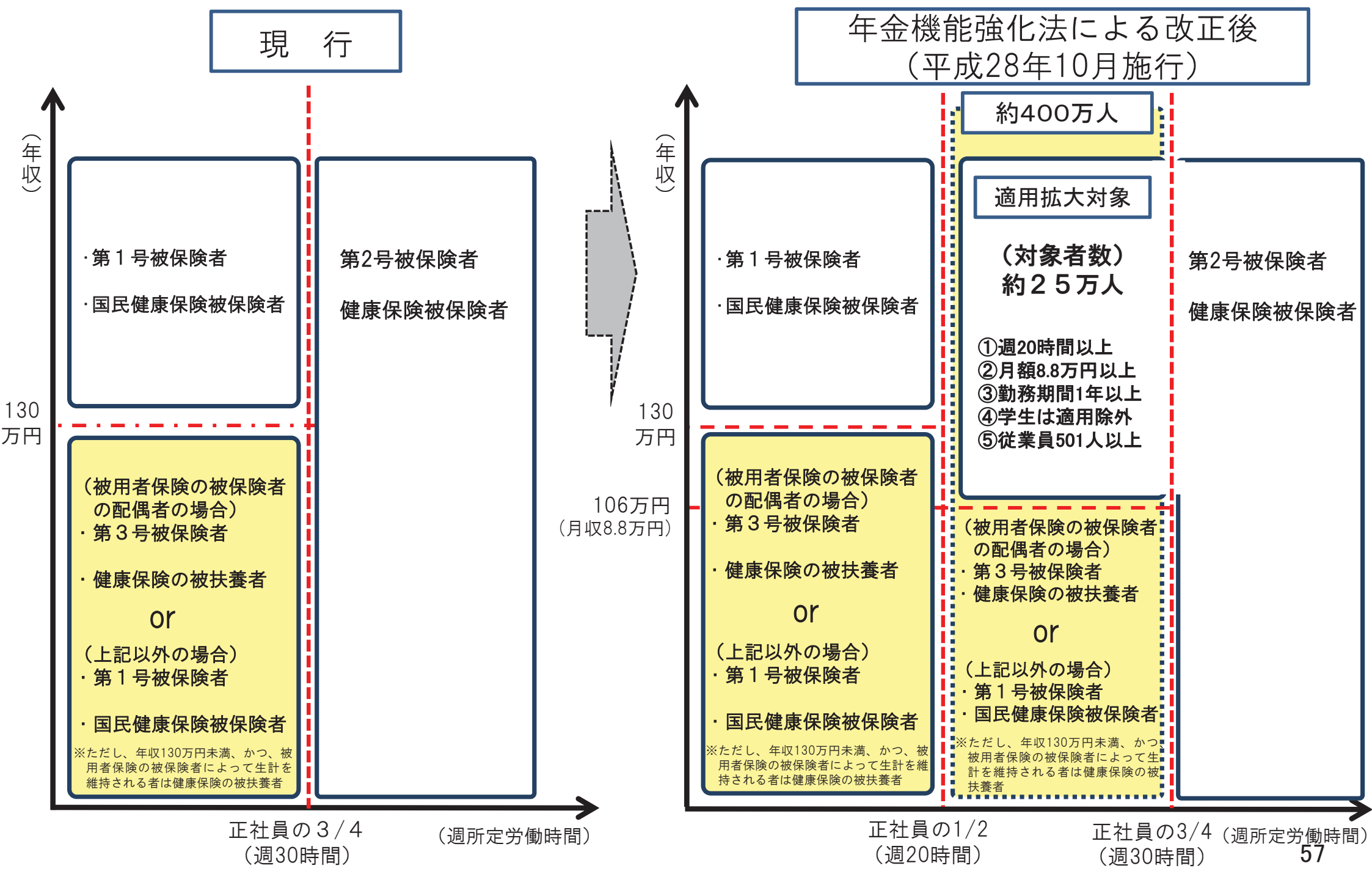


現 行

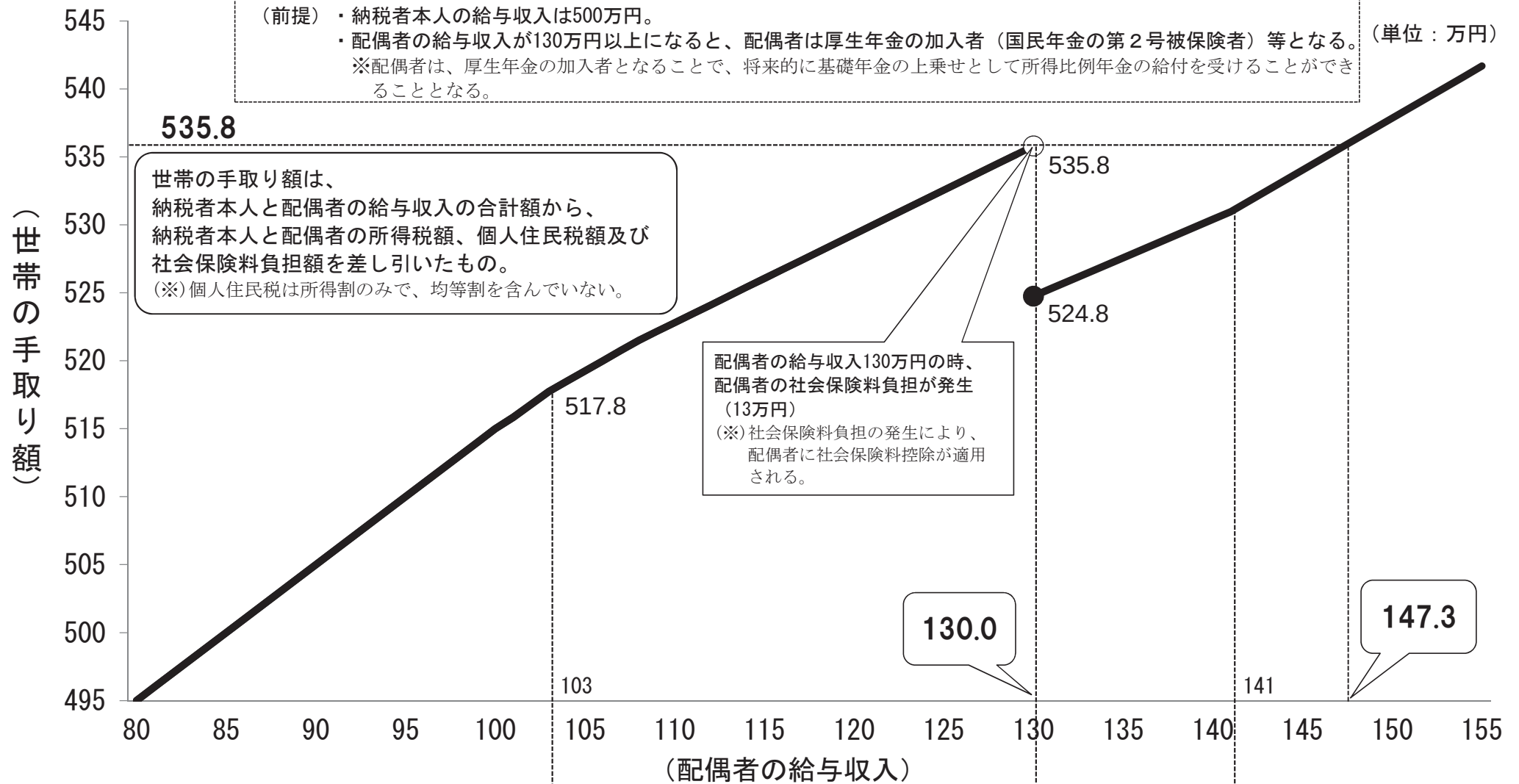


(注) 配偶者特別控除は昭和62年に創設。

第3号被保険者の範囲 (H26. 4. 14 政府税制調査会 厚労省説明資料より)

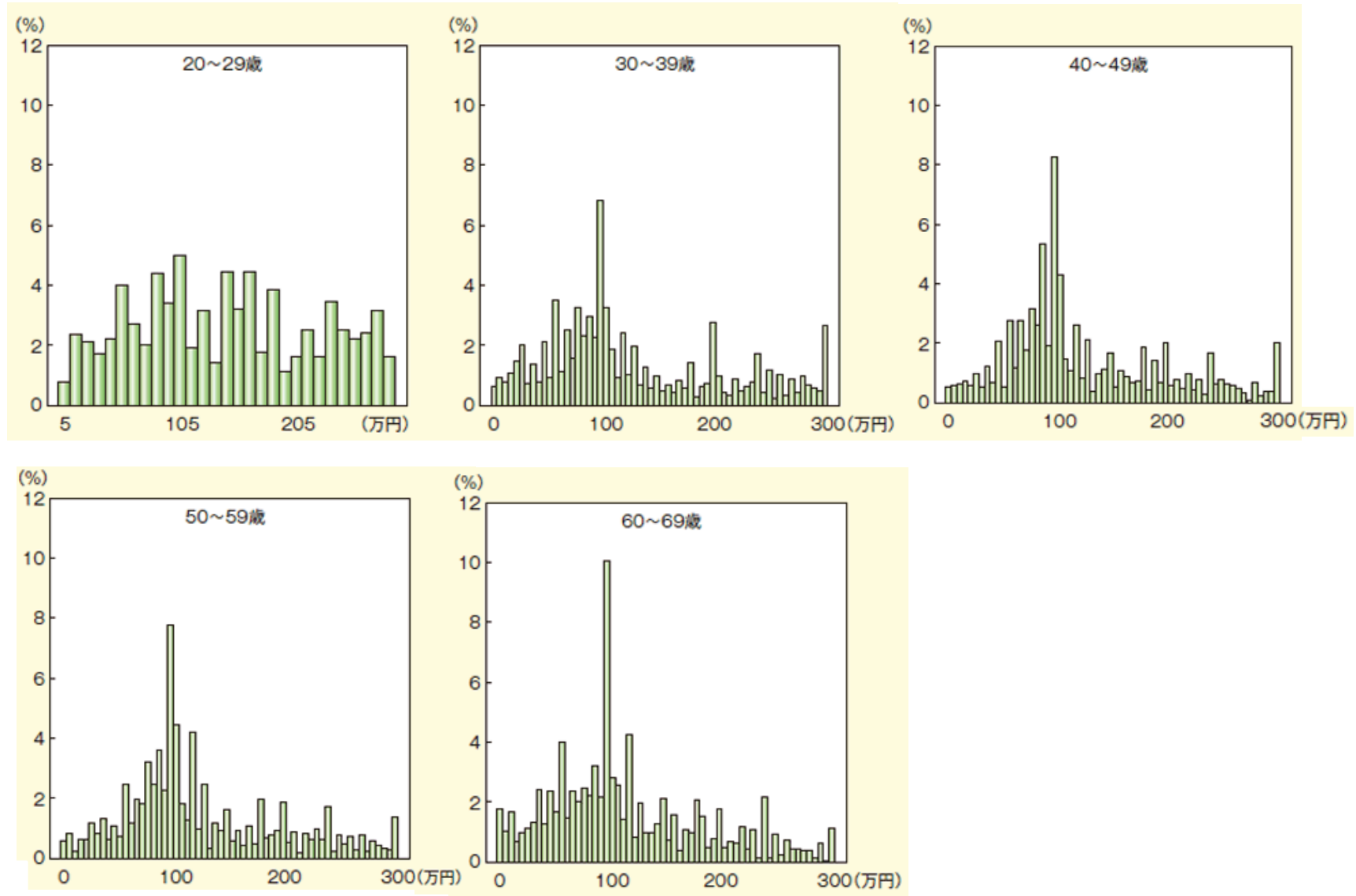


配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図



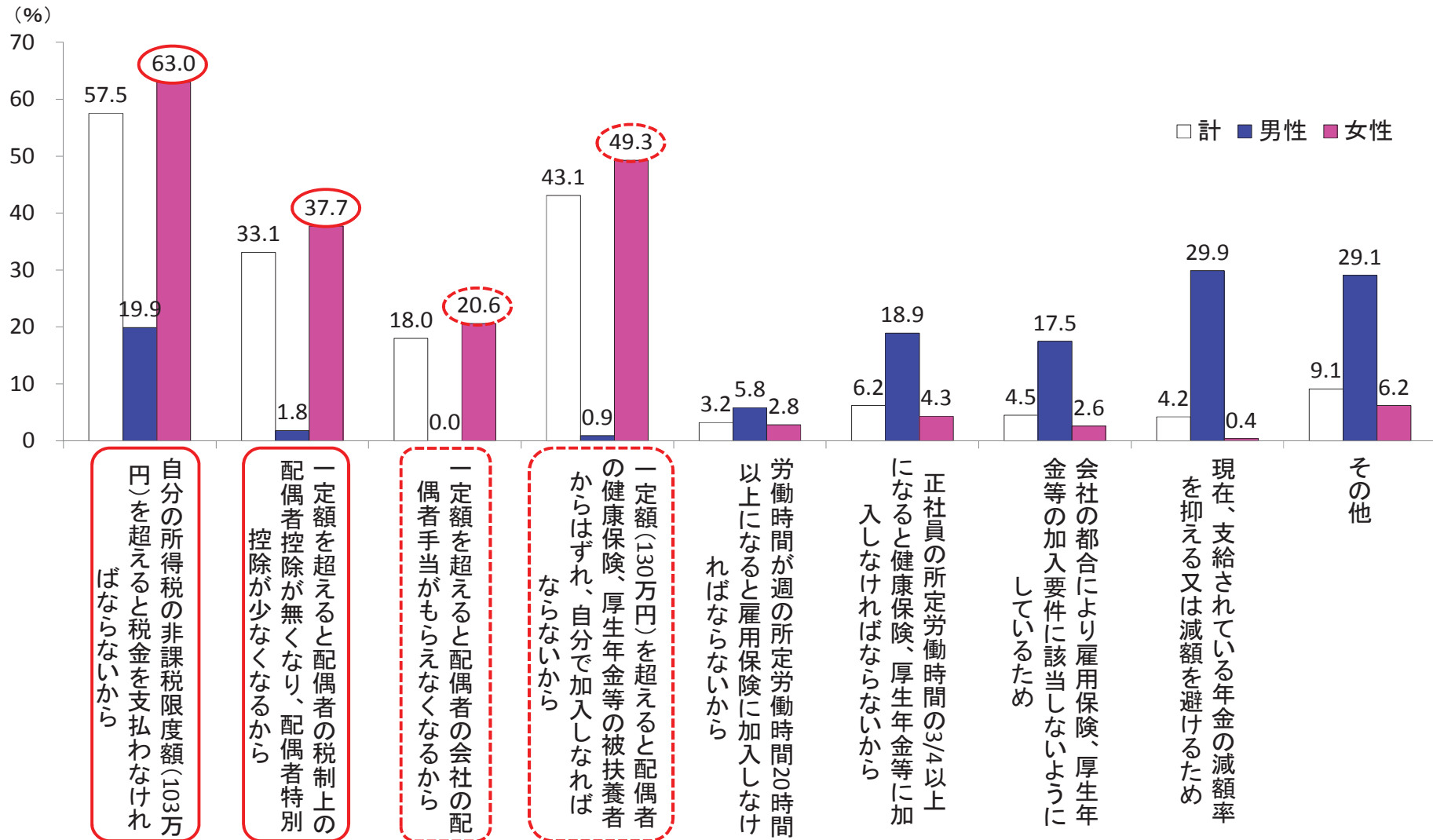
配偶者の 給与収入	～103万円以下	103万円超～130万円未満	130万円以上～ 141万円未満	141万円以上～ (配偶者の限界税率が5%の場合)
世帯の手取り額の変化 (配偶者の給与収入増加 1万円当たり)	1万円 (～100万円) 0.95万円 (100万円～) ・配偶者の個人住民税 負担が発生	0.67万円 (平均値) ・配偶者の個人所得課税負担が発生 ・納税者本人の配偶者控除が適用されなくなり、配偶者特別 控除が適用される(段階的に通減)	0.57万円 (平均値) ・配偶者の社会保険料 負担が発生 ・納税者本人の配偶者 特別控除が段階的に 通減	0.77万円 ・納税者本人の配偶者特別控除 が適用されなくなる

既婚女性の給与所得者の所得分布(年代別)



- (参考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 22 年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(安部由起子委員)の特別集計より作成。
2. 本調査は、300 万円以上の所得分布もあるため、300 万円までの割合を足し上げても 100%にはならない。ただし、300 万円までの雇用者所得への分布の累積比率は、30 歳代で 79%、40 歳代で 79%、50 歳代で 77%、60 歳代で 89%となっている。
- (出典) 平成 24 年版「男女共同参画白書」より引用。

パート労働者が就業調整を行う理由



(備考)厚生労働省「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」より作成。複数回答。

(注)計数は、配偶者のいる者の数値。